

整理番号 168 - 1

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p> <p style="text-align: center;"> 4年 12月 2日 </p>	<p>支出額</p> <p style="text-align: center;"> 4400 </p> <p style="font-size: small; text-align: center;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	<p>使 途</p> <p>事務所看板代(12月分)</p> <p>$5,500円 \times \frac{8}{10} = 4,400円$</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため</p>
---	--	---

領 収 証

No. 007501

浅井 明 様

2022 年 12 月 18 日

金額

¥ 5,500-

収 入
印 紙

但し森田ビル201 看板代(4)として(2022年12月2日入金)

上記の金額正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

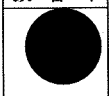
消費税額等(%)

BEST HOUSING

株式会社ベストハウジング

- 本 社 〒340-0016 埼玉県草加市中央2丁目1番5号
TEL 048-928-3020 FAX 048-928-3029
- 獨協大学前店 〒340-0011 埼玉県草加市柴町三丁目4番6号
TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582
- 草 加 店 〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地1
TEL 048-920-5141 FAX 048-920-5140
- 竹の塚店 〒121-0813 東京都足立区竹の塚六丁目15番6号
TEL 03-3860-4401 FAX 03-3860-4403
- 北千住店 〒120-0026 東京都足立区千住旭町13番地8
TEL 03-5813-3883 FAX 03-5813-3885

扱者印



社印・扱者印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。

168 2

建物質貸借契約書(事業用)

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	森田ビル		
所在地(住居表示)	埼玉県越谷市越ヶ谷2-8-24		
構造・規模	鉄骨造陸屋根3階建て		
用途	事務所		
契約面積	2 階部分	35,34 m ²	

(2) 使用目的

県政事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2020年7月1日から	3年0月間
終期	2023年6月30日まで	

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額 117,700 円	(内消費税等 10,700 円・税率 10%)
共益費(管理費)	月額 15,400 円	(内消費税等 1,400 円・税率 10%)
保証金(敷金)	321,000 円 賃料の 3ヶ月相当額	
保証金(敷金)の償却・敷引	<small>1. 貸主は、借主に対し延滞賃料、損害賠償金その他の債権を有するときは、いつでも敷金からそれを差し引く(相殺する)ことができる。この場合、借主は直ちに、差し引かれた敷金を補充しなければならない。2. 貸主は、この契約が終了し借主が本事務所の明け渡しを完了した後3ヶ月以内に、貸主の住所又は貸主の指定する場所において、敷金から前項の相殺分を差し引いて、残額を借主に返還する。</small>	
	円	円
礼金	〇 円	
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を毎月 27 日までに支払う
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>	
	振込先金融機関名・支店名	口座種別
	口座番号	口座名義人・フリガナ
振込手数料負担者	借主	持参先

(5) 貸主

貸主	氏名		電話	()
	住所			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

168-3

(6) 連帯保証の極度額

極度額	3,194,400 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有 ・ 無)

更新料の金額	<input checked="" type="checkbox"/> 新賃料の 1 ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/>	円
--------	---	---

特約条項

・借主は貸主に無断で建物敷地内にものを置くことはできないこととする。但し貸主の承諾を得た場合はこの限りではない。
 この場合借主は書面にて承諾の依頼をするともに配置図などを添付することとする。
 貸主は借主に対し書面により承諾することとする。

・看板を使用する場合は、別途で毎月5,000円(法定消費税別途)を支払うこととする。

・更新料は賃料1ヶ月分に別途法定消費税がかかります。

・更新時、更新事務手数料として賃料の0.5ヶ月分(別途法定消費税)がかかります。

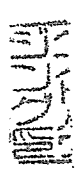
下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和2年6月7日

貸主 住所 [REDACTED]
 氏名 [REDACTED] 電話番号 [REDACTED]

借主 住所 越谷市越谷 1丁目8-6
 氏名 浅井 明 電話番号 048(962)5777

連帯保証人 住所 [REDACTED]
 氏名 [REDACTED] 電話番号 [REDACTED]
 極度額 3,194,400 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません



宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様	<input type="checkbox"/> 媒介 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 代理	取引態様	<input type="checkbox"/> 媒介 ・ <input type="checkbox"/> 代理
免許証番号	国土交通大臣 (4) 第 6029 号	免許証番号	第 号
事務所所在地	埼玉県草加市栄町3丁目4-6	事務所所在地	
商号	株式会社 ベストハウジング	商号	
代表者等	八巻 康雄	代表者等	Ⓜ
登録番号	([REDACTED]) 第 [REDACTED] 号	登録番号	第 号
宅地建物取引士	[REDACTED]	宅地建物取引士	Ⓜ

整理番号 169

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	4 年 12 月 07 日 <small>他</small>	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">871</td> </tr> </table> <p><small>※政務活動費を充当した金額を記載</small></p>	百万	千	円			871
百万	千	円							
		871							

使 途	<p style="font-size: 1.2em;">事務所用マット・モップ使用料</p>
-----	---

領収書等貼付欄

別紙

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

$$(319 + 649) \times 9/10$$

政務活動に使用する割合が9/10以上であるため

埼玉県議会自由民主党議員団

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

169

- 2

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

領収書

2022年12月07日 15:29

No.4939418

高橋政雄

様

お問合せ番号: [REDACTED]

住所:

さいたま市緑区中尾270

TEL:048-873-4244

契約日付: 20071031

配送日付: 20221207

順番: 028-93

設置場所:

9~18時 木曜、日祝休

毎度ありがとうございます。
下記の通り受領致しました。

クリーンモップ C-M4
1 @290

¥ 290

小計: ¥ 290
消費税: ¥ 29

合計: ¥ 319

備考:

お知らせ「冬休み」の為、
配達曜日が多少変更になりますので
宜しくお願い致します。

株式会社クリーン・モア

お問合せ先: 本社サポートセンター
〒123-0864

東京都足立区鹿浜2丁目27番地9号

TEL: 03-3857-2233

FAX: 03-3857-1233

締日: 0

集金日: 0

ルート: A3208

次回ルート: C3208

営業担当: [REDACTED]

配達担当: [REDACTED]

URL: <http://www.clean-more.ne.jp>

*ご契約解除の際は1ヵ月前までに
*ご連絡ください

感熱紙の為 保管にご注意下さい



領収書

2022年12月21日 09:36

No.4943142

高橋政雄

様

お問合せ番号: [REDACTED]

住所:

さいたま市緑区中尾270

TEL:048-873-4244

契約日付: 20071031

配送日付: 20221221

順番: 006-00

設置場所:

9~18時 木曜、日祝休

毎度ありがとうございます。
下記の通り受領致しました。

ユニオンマット灰 UNHSS
1 @300

¥ 300

クリーンモップ C-M4
1 @290

¥ 290

小計: ¥ 590
消費税: ¥ 59

合計: ¥ 649

備考:

お知らせ「冬休み」の為、
配達曜日が多少変更になりますので
宜しくお願い致します。

株式会社クリーン・モア

お問合せ先: 本社サポートセンター
〒123-0864

東京都足立区鹿浜2丁目27番地9号

TEL: 03-3857-2233

FAX: 03-3857-1233

締日: 0

集金日: 0

ルート: C3208

次回ルート: C3208

営業担当: [REDACTED]

配達担当: [REDACTED]

URL: <http://www.clean-more.ne.jp>

*ご契約解除の際は1ヵ月前までに
*ご連絡ください

感熱紙の為 保管にご注意下さい



建物賃貸借契約書

賃貸人 [REDACTED] (以下、「甲」という。)と賃借人 阿左美 健司(以下、「乙」という。)とは、以下の通り、甲が所有する後記表示の建物 (以下「本件建物」という。) について、建物賃貸借契約 (以下、「本契約」という。) を締結した。

第1条 (本契約)

甲は乙に対して、本件建物を、以下の条件で賃貸し、乙はこれを賃借する。

- (1) 対象物件 後記表示の通り
- (2) 使用目的 事務所
- (3) 賃料 月額 5万円 (賃貸借期間が1か月に満たない時は当月日数に応じた日割り計算によるものとする)
- (4) 契約期間 令和3年8月1日から令和4年7月31日

第2条 (賃貸借期間)

本契約の賃貸借期間は、令和3年8月1日から令和4年7月31日までの1年間とし、期間満了の6か月前までに甲からの書面による異議がなされないときは、本契約は期間満了の翌日から起算して、同一内容にて自動的に更新されるものとし、その後も同様とする。

第3条 (賃料の支払い)

- 1 乙は翌月分の賃料を毎月31日限り、甲の指定する口座に振り込んで支払う。

なお、振り込み手数料は乙の負担とする。

- 2 前項の賃料が、経済状況の変動により、著しく不相当であると認められると

きは、甲・乙は誠実に協議した上、賃料を改定することができる。

第4条（賃借人の善管注意義務）

乙は、本件建物を使用するについては、善良なる管理者の注意をもってするとともに、本件建物の使用にあたって通常の維持管理に必要な一切の費用を負担する。

第5条（公共料金等）

乙は、電気及び水道料金等の水道光熱費の費用について、自らの費用で支払うものとするものとする。

第6条（免責規定）

天災、地変その他の不可抗力により、甲が債務を履行することができなくなったことによって乙が被った損害については、甲は何らの責任を負わないものとする。

第7条（途中解約）

乙は、本契約期間中であっても、転勤、療養その他のやむを得ない事情により本件建物を乙が使用することが困難になったときは、解約の申し入れをすることができる。この場合において、本契約は契約の申し入れの日から1か月を経過することによって終了する。

第8条（禁止事項）

乙は以下の行為をするときは、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

- (1) 賃貸借権を譲渡し、又は、本件建物を転貸しようとするとき
- (2) 本件建物の改造、造作等の現状を変更するとき

第9条（解除）

乙が以下のいずれかに該当したときは、甲は書面をもって催告した上で、本契約を解除することができる。

- (1) 乙が賃料の支払いを3か月以上怠ったとき

- (2) 乙が賃料の支払いを度々遅延し、甲乙の信頼関係を破壊したとき
- (3) その他、本契約の各条項に違反し、甲乙の信頼関係を破壊したとき

第10条 (当然終了)

本契約は以下のいずれかに該当したときは、催告その他の手続を要しないで当然に終了する。

- (1) 本件建物が滅失したとき
- (2) 本件建物の一部が毀損し、そのために本契約を締結した目的が達せられないとき
- (3) その他、本契約を締結した目的が達せられなくなったとき

第11条 (現状回復義務)

乙は、本契約が終了したときは、直ちに本建物を現状に復して、甲に明け渡さなければならない。この場合において、乙が返還義務を怠った場合は、本契約終了日の翌日から明け渡し済に至るまで、1日につき、1万円の損害賠償金を支払うものとする。

第12条 (合意管轄)

甲及び乙は、本契約に関し、裁判上の紛争が生じた場合は、熊谷地方裁判所をもって第一審の管轄裁判所とすることに合意する。

第13条 (協議事項)

本契約に定めがない事項が生じたときや、本契約条項の解釈に疑義が生じたときは、相互に誠意をもって協議・解決する。

記

(建物の表示)

所 在 埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬6144-10

構 造 木造平屋建

床面積 107.41㎡

以上の通り、契約が成立したので、本契約書を2通作成し、各自署名押印の上、各1通を保有する。

令和3年7月20日

甲) 住所



氏名



乙) 住所 秩父郡横瀬町大字横瀬 6180

氏名

阿左美健司



整理番号 221

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	4 年 12 月 12 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">1189</td> </tr> </table>	百万	千	円			1189
百万	千	円							
		1189							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>ダスキンレンタル代</p> <p style="text-align: right; font-size: large;">2,377 × 1/2 = 1,189</p>
-----	--

領収書等貼付欄

ダスキンフランチャイズチェーン加盟店

お客様名 XXXXXXXXXX 6720 4875 8162 4260

小島 信昭 様
ポイントカード

納品・請求書
兼 領収書

株式会社ダスキンサーガ北関東
ダスキン宮原支店

〒331-0812 さいたま市北区宮原町1丁目675-2
TEL 048-654-0388 FAX 048-654-0390

発行日 2022年 12月 12日 次回訪問日 2023年 1月 9日 取引 現金 No.100319554200

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品			納品回収訂正			備考
				納品	回収	金額	納品	回収	金額	
ベーシックマットS・G	BSG	4W	1	1	693	1	1	693		
ハンディモップF	H-F	8W	1	1	870	1	1	870		
ニューダスキン小モップ	N-SAC	4W	1	1	814	1	1	814		

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	領収額
	訂正後 税抜金額	訂正後 消費税	訂正後 合計金額	訂正後 領収額
	2,161	216	2,377	2,377

確認サイン

担当者名

XXXXXXXXXX

印紙
5万円以上
貼付

DDuet会員募集中!! 担当店コード【8000147】

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 169

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	04 年 12 月 13 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">204</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">2</td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		204	2
百万	千	円							
	204	2							

使 途	<p>事務所玄関マットリース代</p> <p style="text-align: right;">$2552 \times 0.8 = 2042$</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が8/10以上であるため</p>
-----	---

領収書等貼付欄

お客様名 埼玉県議会議員 中屋敷慎一事務所様
 鴻巣市東3-11-18-103

納品・請求書
 兼領収書

Tel: 048-541-8110

ダスキン 鴻巣

有限会社クリーンショップ

〒365-0054 鴻巣市大間2丁目5-32
 TEL 048-596-5352 FAX 048-596-5613

納品日 04年12月13日 次回訪問日 02月07日 C火 00999 8W
 取引 (現金)

商 品 名	契約前回数	単 価	納品予定		区分	納品・回収訂正	
			数量	金額		納品金額	回収金額
*WH1H 吸塵・吸水マット1クレーシム	2	2	2	2552			

50 紙
50 枚以上
貼付

前回未収残	合計金額	内消費税	領収額
	(10%) 2,552	232	2,552

伝票 NO.0001056815

DUSKIN

⑤埼玉県議会自由民主党議員団 中屋敷慎一

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 / 1 / 5 / 2

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちようふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	 / 4 年 / 1 / 2 月 / 1 / 4 日	支出額	<table style="border-collapse: collapse; margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: x-small;">百万</td> <td style="font-size: x-small;">千</td> <td style="font-size: x-small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">5</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">4</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">3</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">9</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">6</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"> </td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		5	4		3	9		6	
百万	千	円													
	5	4													
	3	9													
	6														

使 途	<p>事務所家賃(1月分)</p> <p><送金料を含む></p>	<p>$60,440 \times 0.9 = 54,396$</p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>
-----	---	---

領収書等貼付欄

$60,000 + 440 = 60,440$

⑦事務所家賃(1月分)

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
04-12-14	03529	通帳送金
記号	番号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N071	*60,000	
	残高	

送金料金 *440円
振込予定日 04-12-14
タケウチ マサフミ


ご利用いただきましてありがとうございました。

— ゆうちょ銀行 —

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

賃貸借契約書

第1条 武内政文（以下「甲」と称する）は、（以下「乙」と称する）が所有する次の建物を借用する。

住所：埼玉県入間郡越生町越生895番地

第2条 甲は上記の建物を政務活動のための事務所として使用し、それ以外の目的のために利用することはできない。

第3条 借用期間は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までとする。


第4条 建物の賃借料（電気、ガス、上下水道を含む）は、月額60,000円とする。甲は、借用月の前月末までに、乙の指定する銀行口座に振り込み支払うものとする。

第5条 甲の責により建物、調度品、備品などに破損が生じた場合、甲は現状回復のための費用を負担、又は相当品を提供するものとする。

第6条 上記に規定した以外の事項が生じた場合は、その取り扱いについて、甲乙協議の上決定するものとする。

令和3年3月15日

（甲）埼玉県入間郡越生町上谷450番地

武内 政文 

（乙）

整理番号 9 4

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	 4 年 1 2 月 1 4 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: left;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</td> </tr> </table>	百万	千	円		5	4		0	0		0	0
百万	千	円													
	5	4													
	0	0													
	0	0													

使 途	<p style="text-align: center;">60,000 × 0.9 = 54,000.0</p> <p>来客用等駐車場賃借料(1,2,3月分)</p>	<p>※政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>
-----	---	--

領収書等貼付欄 ③ 2023年 1月2月3月分

領 収 証

あらい-徳事務所様 4年12月14日

★	4	60,000	-	-	-	-	-	-	-
---	---	--------	---	---	---	---	---	---	---

但 駐車場代
上記正に領収いたしました

内 訳	
税抜金額	
消費税額等(%)	
内 訳	
税抜金額	
消費税額等(%)	

〒364-0031 埼玉県北本市中央2丁目103
横山果樹園 横山 功
TEL 048-591-3947

登録番号 _____ GR1019

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 140

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	4 年 12 月 16 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">385 × 0.9 = 346.5</p> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円						
百万	千	円										
使 途	<p>備品(レンタルマット)</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>											

領収書等貼付欄

領収書

2022年12月16日 12:50 No.2203921

新井一徳県政調査事務所

お問合せ番号: XXXXXXXXXX
住所: 北本市中央1-81

TEL:048-594-1600
契約日付: 20110826
配達日付: 20221216
順番: 017-50
設置場所:
9時半~17時半 土日休

毎度ありがとうございます。
下記の通り受領致しました。

ユニオンマンツト隊UNHS
1 @350

¥350

小計: ¥350
消費税: ¥35

合計: ¥385

備考:
*お知らせ「冬休み」の為、配達曜日が多少変更になりますので宜しくお願致します。

株式会社クリン・モア
お問合せ先: 本社 サポートセンター
〒123-0864
東京都足立区鹿浜2丁目27番地9号



TEL: 03-3857-2233
FAX: 03-3857-1233
締日: 0
集金日: 0
ルート: C1105
次回ルート: C1105
営業担当: XXXXXXXXXX
配達担当: XXXXXXXXXX

URL: <http://www.clean-more.ne.jp>

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 169 - 1

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広報・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
-------------------------------------	---

支出年月日	4 年 12 月 18 日	支出額	<table style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">百万</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">千</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">193</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">60</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		193	60
百万	千	円							
	193	60							

使 途	事務所駐車場代 (R ⁵ 1,2月分) $24,200円 \times \frac{8}{10} = 19,360円$	政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため
-----	---	-------------------------------------

領収書等貼付欄



とちぎんキャッシュサービス ご利用明細票

とちぎんをご利用いただきありがとうございます。たたいまのお取引明細は下記の通りです。どうぞお確かめください。

お取引日	お取扱店	機 番	銀行番号	支店番号	口座番号	お取引種類					
041218	0026	053	0517		***	お振込み					
受付通番	万円	五千元	二千元	千円	500	100	50	10	5	1	お取引金額
2489											¥24,200
お取引時刻	通 番	手数料	おつり	お取引後残高							
15:22	003271	¥330									

栃木銀行

埼玉りそな銀行
普通 口座番号1442614
ブンカエステート(カ 様へ
アサイアキラ 様から
電話番号048-962-5777

南越谷支店

振込通番000076

裏面のご案内もあわせてご覧ください。

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

駐車場（自動車保管場所）契約書

所在地： 越谷市越ヶ谷一丁目4621番3, 4, 5

名称： 文化エステート越ヶ谷駐車場 内第 号

車種プレートナンバー スバル サンバー (色 グレー)

賃料： 壹ヶ月金12,100円也 (内消費税1,100円)

上記に就き貸主を甲とし借主を乙とし、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する

- 第1条 賃貸借の期間は令和 3年 5月 1日より令和 4年 3月12日迄とする。但し、甲乙の双方どちらからの申し出がない限り、本契約は以後1年毎の自動更新するものとする。
- 第2条 賃料は毎月末日までに、乙は甲方に翌月分を持参、又は指定金融機関に支払うこと（振込手数料は乙の負担とする）。万一壹ヶ月なりとも滞納せる際は権利金敷金の有無にかかわらず、甲は何等の催告を要せずして、本契約を解除し乙は即時明渡すものとする。
- 第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転貸は絶対にしてはならない。
- 第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第7条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等（無断駐車含む）による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。
- 第8条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。
- 第9条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
 - (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
 - (4) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ① 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
 - ② 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

- 2 甲及び乙が、次のいずれかに該当した場合には、何らの催告も要せずして、本契約の解除を命じることができる。
- (1)前項の確約に反する事実が判明したとき。
 - (2)契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。
 - (3)乙が次の行為を行ったとき。
 - ①本契約場所を反社会的勢力の活動の拠点に供すること。
 - ②本契約場所又は本契約場所の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
 - ③本契約場所を反社会的勢力に使用させ、又は反復継続して反社会的勢力に使用させること。

第10条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は壹ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。

特約条項

- ・「自動車保管場所使用承諾証明書」作成時は手数料として金5,500円（内消費税500円）申し受けます。
- ・駐車される車の変更があった場合は、速やかに車検証の写しを車の種類と色も分かるようにして提出すること。
- ・契約時の消費税率は10%として計算し、その後改正があった場合は変更となります。
- ・本契約は、令和3年3月12日に契約した文化エステート越ヶ谷第2駐車場No.2号の移動に伴う契約の為、礼金1ヶ月分を免除するものとする。

受取人 [REDACTED] 銀行 [REDACTED] 支店 [REDACTED] No. [REDACTED]
 口座名義人 [REDACTED]

上記契約の証として、本契約書を式通作成し甲乙双方署名捺印の上各壹通を所持する。

令和 3年 5月 1日

貸主 (甲) 住所 越谷市南越谷4丁目5番地2
 文化エステート株式会社
 氏名 代表取締役 中山 寧子
 電話 048-985-6134

借主 (乙) 住所 越谷市越ヶ谷1丁目8番6号
 氏名 浅井 明
 電話 048-962-5227

整理番号 171 - 1

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
----------------------------------	--

支出年月日	0 4 年 1 2 月 2 0 日
支出額	百万 千 6 4 0 0 0 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため (按分した場合の積算方法 $80,000 \times 0.8 = 64,000$)
使 途	1月分事務所賃借料
支 出 先	██████████

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団

建物賃貸借契約書（事業用）

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	森田事務所 1階 NO3号室
所在地（住居表示）	鴻巣市東3丁目11番18号
構造・規模	鉄骨造面輪軸メッキ鋼板葺き平家建て
用途	事務所（貸事務所）
契約面積	1階部分 31.77㎡
公道水道メーター（専用）、東京電力メーター（専用）、公共下水道メーター（専用）、冷暖房機、駐車場スペース（2台分） 電気湯沸かし器1個	

(2) 使用目的

事務所として使用する。以下余白

(3) 契約期間

始期	令和4年7月1日	から	3	年	0	月	間
終期	令和7年6月30日	まで					

貸主は、借主に対して0ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額 80,000円（税込価格80,000円・税率 %）
共益費（管理費）	月額 0円（内消費税等 円・税率 %）
保証金（敷金）	80,000円 賃料1ヶ月分
保証金（敷金）の償却・敷引	敷金の償却、敷引はありません。
家賃保険	40,000円 3年加入
礼金	0円
賃料等の支払方法	支払時期 翌月分を毎月27日までに支払う <input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>
	振込先金融機関名 <input type="checkbox"/> 口座種別 <input type="checkbox"/>
	支店名 <input type="checkbox"/> 口座名義人・フリガナ <input type="checkbox"/>
	口座番号 <input type="checkbox"/> 持参先 <input type="checkbox"/>
	振込手数料負担者 借主

家賃保険は借家人賠償保険付きに3年加入、保険金額は家賃の対価により金額が異なります。上記の40,000円は目安としてください。以下余白

171 - 2

(5) 貸主

貸主 氏名	■■■■■	電話	■■■■■
住所	■■■■■		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者

住所 氏名	■■■■■
-------	-------

(6) 連帯保証の種別額

種別額	円
-----	---

(7) 家賃債務保証業者

家賃債務保証業者	商号または名称	電話
	所在地	
家賃債務保証業者登録制度登録番号	国土交通大臣 第 号	

(8) 更新料に関する事項 更新料の有無 有 無

更新料の金額 新賃料の ヶ月分 円

契約更新時の更新料はないものとします。但し、契約更新時に更新の書類作成費、他、事務手数料として貸主、借主はそれぞれ仲介者に1ヶ月分の賃料の4分の1づつを支払うものとする。以下余白

特約事項

- 本物件の敷金は退去時、専門業者によるハウスクリーニングの工事費用に充当させて頂きます。ハウスクリーニングにあたり業者からの見積提示後クリーニング工事に取掛かります。クリーニング工事費が敷金より少ない金額の場合は敷金の差額を返還し、敷金を超えるクリーニング工事費用の場合は差額の工事費を請求します。また、退去時室内外で補修工事等が必要と認められた場合、敷金を充当させて頂くことがあります。
- 既存のエアコンや照明器具、造作等は居抜きでの賃貸借に付き入居後の修理、メンテナンス等は借主の費用負担にて行いうものとし貸主は行いません。
- 不動産賃貸借契約条項のうち、第5条(共益費)はその定めにかかわらず抹消します。以下余白

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署（記）各押印の上、各自その通を保有する。

令和 4 年 7 月 12 日

貸主（住所） ■■■■■

（氏名） ■■■■■（電話番号） ■■■■■

借主（住所） ■■■■■

（氏名） 甲屋敷 慎一（電話番号） ■■■■■

連帯保証人（住所） ■■■■■

（氏名） ■■■■■（電話番号） ■■■■■

（種別額） 円

※連帯保証人が法人の場合は種別額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

（この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を採っています）

整理番号 172

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	0 4 年 1 2 月 2 0 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: left;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">3</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">5</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">2</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table>	百万	千	円					3	5		2	
百万	千	円													
	3	5													
	2														

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>1月分事務所賃借料の振込手数料</p> <p style="text-align: center;">4 4 0 × 0.8 = 3 5 2</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">政務活動に使用する割合が8/10以上であるため</p>
-----	---

領収書等貼付欄

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。

埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
38004	04-12-20	12:01	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥80,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳			(認) 証
(1万円)	(5千円)	(1千円)	
円	円	円	円

お振込明細またはご案内

お受取人

登録番号 0006

サイタマケンキ カイキ イソ ナカヤツキ ツ様

ご依頼人

電話番号 048-541-8110

取扱番号 300134

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

⑤埼玉県議会自由民主党議員団 中屋敦慎一

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 1 2 3

政務活動費 領収書等貼付用紙

ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	4 年 12 月 21 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">4</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">3</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">5</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">6</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">百万 千 円</p> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>			4	3	5	6
		4	3	5	6				

使 途	<p>11月分事業ゴミ処理代</p>	<p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p style="text-align: center;"> $44.00 \times 0.9 = 3.960$ $440 \times 0.9 = 396$ </p>
-----	--------------------	--

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
57248	04-12-21	10:57	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥4,400	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		C 認証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	(円)
円	千円	千円	円

お振込明細またはご案内

お受取人
カメラリソッキン
ミサト
普通 0178856
1) ネットセイツク様
登録番号 0002
アイサワケイイチロウ セイムカットウツク様

ご依頼人
電話番号 XXXXXXXXXX
取扱番号 400033

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

逢澤 至一郎

別紙明細

埼玉県議会自由民主党議員団

¥440 [振込手数料]

しないこと。
が足りない場合は、別紙を使用すること。
(番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 123 - 2

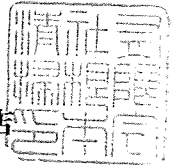
お客様コードNo. XXXXXXXXXX

逢澤 圭一郎 事務所 様

請求書 No. (発行日 4 年 12 月 3日)

有限会社 根本清掃

〒341-0044
 埼玉県三郷市戸ヶ崎4丁目256
 TEL : 048-955-2466
 FAX : 048-956-6197
 振込口座 亀有信用金庫三郷支店
 普通口座 0178856



毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。(4 年 11 月 30 日締切分)

PAGE 1

前回御請求額	御入金額	調整額	差引繰越金額	税抜御買上額	消費税額等	今回御請求額
0	0	0	0	4,000	400	4,400

年月日	伝票 No.	商 品 名	数量	単位	単 価	金 額
41130	342	11月分ゴミ処理代基本料	1	台	4,000	4,000
		《逢澤 圭一郎 事務所 様》			〈御買上額:〉	4,000
		【計】				4,000
		外税額 (外税対象額:)	4,000			400
		【御買上額合計】				4,400
		内消費税額等 (課税対象額:)	4,000			400
		【御入金額合計】				0
		総御買上額 (税抜)				4,000
		値引・返品 (税抜)				0
		純御買上額 (税抜)				4,000

領 収 証

逢澤圭一郎事務所様 2022年 12月21 日 NO. _____

¥ 4,400 -

但し11月分事業代(み代) 上記の金額正に領収いたしました

内消費税 7400-

現金 _____

小切手 _____

屎尿浄化槽維持管理士
 三郷市指定一般廃棄物処理
 屎尿浄化槽清掃
 有限会社 根本清掃
 〒341-0044 埼玉県三郷市戸ヶ崎4丁目256
 TEL (048) 955-2466
 FAX (048) 956-6197

収入 係

印 紙

●J104953

整理番号 96

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	4 年 12 月 24 日	支出額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">49</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">500</td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		49	500
百万	千	円							
	49	500							

使途	<p style="font-size: 1.2em; font-weight: bold;">政務活動事務所賃料(11月)</p> <p>政務活動に使用する割合が $\frac{9}{10}$ 以上であるため</p> <p style="font-size: 1.2em; font-weight: bold; text-align: right;">55,000 × 0.9 = 49,500</p> <p>(按分した場合の積算方法)</p>
----	--

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

埼玉県議会議員 千葉 達也

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。 **埼玉りそな銀行**

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
56702	04-12-24	12:08	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥55,000	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳			(印) 認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)	
円	円	円	

55,000

0

55,000

(振込手数料)

お振込明細またはご案内

登録番号 0002

子ハ タツヤ様

電話番号 XXXXXXXXXX

取扱番号 240001

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →


(を使用すること。)


※領収書等には、①年月日、②金額、③氏名、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

(支出されたか分かるような記載)、④発行

建物賃借契約書

(所在地) 加須市中央1丁目15-7建物1階南側部分13.2㎡(4坪)
(契約期間) 令和3年6月16日より令和5年6月15日まで
(賃貸料) 月額金55,000円也(税込)
(振込先) 

上記物件を賃貸人(甲)  と賃借人(乙) 千葉達也 とで、下記条件により賃貸借契約を締結する。

(第1条) (使用目的)

1. 乙は本物件を「埼玉県議会自由民主党議員団 県政調査事務所」として使用する。
2. 営業種目に変更又は追加する場合は、3ヶ月前に甲に対し書面にて通知し、甲乙改めて協議し甲の承諾を得なければならない。

(第2条) (賃貸借の期間)

1. 賃貸借の期間は、令和3年6月16日から、令和5年6月15日迄の満2年間とする。
2. 期間満了6ヶ月前に甲乙双方から書面による異議の申し出がない時は、更に2年間継続使用することができる。

(第3条) (賃料)

賃料は前記記載の通りとし、乙は翌月分の賃料を毎月末日迄に甲指定の前記銀行口座へ支払うものとする。

(第4条) (更新時の賃借料)

賃借料は賃貸借期間満了2ヶ月前までに、甲乙協議の上増額することができる。

(第5条) (経費の負担)

甲は、本物件の水道・電気・電話等その貸室の使用に付随する諸設備の使用料は、甲の負担において当該業者に支払うものとする。公租公課も甲の負担とする。

(第6条) (権利の移転)

乙は、予め書面による甲の承諾なくして本物件の賃借権を、第3者に譲渡したり、担保に提供したり、その全部又は一部を第3者に使用させもしくは、共同使用することはできない。

(第7条) (改造・補修)

乙は、次に掲げる行為をする為には、予め書面による甲の承諾を得るものとし、その費用は乙の負担とする。

1. 造作・設備を新設し、附加し、除去し、又は変更すること。

2. 既設の電気器具及びガス・水道等の設備以外の新設・移転又は除去もしくは、器具の容量を変更すること。
3. 看板の取り付け・広告用垂幕、窓ガラスに文字を記入すること等。
4. 本物件又は建築物に対し前各号に準ずる原状の変更をすること。

(第8条) (破損・滅失に対する責任)

乙又はその関係人が、その帰すべき事由により本物件もしくは、その建築物ならびにその設備器具等を破損又は、滅失したときは、甲において補填又は、修理し、その費用ならびに損害金は、乙の負担とし甲の指定した日までに弁償せねばならない。

(第9条) (解約の申し入れ)

賃貸借期間中であっても、次の場合には本契約は終了する。

1. 甲が乙に対し、正当な事由に基づく解約の申し入れをなした後、6ヶ月を経過したとき。但し、甲の申し入れにより、乙がその期間内に退去したときは、その時において本契約は終了するものとする。
2. 乙が甲に対し、解約の申し入れをして後3ヶ月を経過したとき。
3. 乙が甲に対し、解約の申し入れと共に解約申し入れ後の賃借料3ヶ月分を支払ったとき。
4. 甲が乙に対し賃借料の値上げを通告し、乙がこれに同意せず解約を申し出たとき。

(第10条) (契約の解除)

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに将来に向かって本契約を解消することができる。

1. 乙が賃借料ならびに本契約記載の債務の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。
2. 乙が死亡したとき。但し、10日以内に後継人より書面による申し出があった場合には、この限りではない。
3. 乙において公序良俗に反する行為があったとき。

(第11条) (明渡しの履行条項)

本契約が期間満了・解約・解除その他の事由により終了したときは、乙は直ちに下記の条項に従い、本物件を明け渡さなければならない。

1. 乙は自然の消耗にかかるもののほか、本物件を原状に復するものとする。但し、乙がこれに従わないときは、甲において、これを行うものとし、その費用は乙が負担とする。
2. 乙は明渡し日までに、本物件内の乙の所有物等を、すべて搬出すること。乙がこれを実行しない時は、甲は10日間の猶予期間後、これを放棄したものとみなし、甲が任意に処分することができる。乙は、これがために生じた損害について、甲に賠償請求することができない。
3. 乙は、何等の名目を持ってするを問わず、本物件について支払った金銭の返還、移転料、立退き料、営業保証金等一切を甲に請求することはできない。
4. 乙は原状回復・明渡しに際して、甲に対しその事由名目の如何を問わず、本物件の造作・設備等について支出した必要経費等の償還請求を甲に対し一切行わないものとする。又、

乙は甲の同意を得て、本物件に附加した造作についてもその買取を甲に要求しないものとする。

(第12条) (負債事項等)

1. 甲は天災及び甲の責に帰さない火災・爆発・盗難又は、諸設備の故障・修理・維持保全、もしくは法律の改正・監督官公庁の行政指導に基づく工事等に起因する乙の損害及び一時使用停止については、責任を負わない。
2. 天災・火災・その他、甲の責に帰さない事由により本物件の大部分が滅失又は破損し、その使用が不可能となった場合には、甲は乙に通知して、無条件で本契約を即時解約することができる。

(第13条) (建物使用上の遵守事項)

1. 乙は、本物件につき、修繕を要する箇所が生じたときは、速やかにその旨を甲に通知すること。
2. 甲又は、他の甲の賃借人の営業・業務等を妨害、その他迷惑を与えないこと。
3. 危険物・不潔物・悪臭を出すもの、重量物等を本建物内に搬入・格納しないこと。
4. 動物を本建物内に搬入・飼育しないこと。
5. 共同使用部分を本来の目的以外に使用しないこと。
6. 本物件内に居住、又は宿泊しないこと。
7. 乙、及びその従業員、ならびに乙の関係人は、本物件を善良なる注意をもって管理・使用すること。

(第14条) (規則の遵守)

甲が建物管理の必要上規則を制定し、又は、注意事項を定めこれを乙に通知し、又は、適当な場所に掲示したときは、乙はこれを遵守する。

(第15条) (甲の立入権)

甲及び甲の従業員は、本物件諸造作・諸設備等の変更・修繕・防犯・防災・その他管理上必要と認められたときは、本物件内に立入りこれを点検し、適時の処置をとることができる。

(第16条) (紛争の解決)

本契約に紛争が生じた場合は、甲乙共に誠意を以って道義的に解決をはかるものとする。

(第17条) (書面による確認)

本契約各条項に基づく報告・承認・その他一切の意思表示は、すべて書面によらなければならない。

(特約事項)

建物本体の火災保険は甲の負担とし、乙の所有物の保険は乙の負担とする。

以上、本契約成立を証するために、本契約書2通を作成し、甲・乙が記名捺印の上、各々その1通を保持する。

令和3年6月15日

貸貸人(甲) 住所

[REDACTED]

氏名

[REDACTED]

貸借人(乙) 住所

加須市中央1丁目14-17

氏名

千葉 遠也

整理番号 1 / 83

ちようふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: <u>事務所費</u> 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	--

支出年月日	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> 14年 12月 26日 </div>	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: left;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">40</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">000</td> </tr> </table>	百万	千	円		40	000
百万	千	円							
	40	000							
使 途	<p>家賃 23年1月分</p> <p style="font-size: small;">政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため 政務活動に相当する金額を記載</p> <p style="text-align: right;">$50000 \times \frac{8}{10} = 40000$</p>								

領収書

No. 790

領収日 2022年12月26日

関根信明 様

金額 50,000 円

23年1月政務事務所家賃(光熱費込)

上記、正に領収いたしました。



内訳

税抜金額: 50,000円

消費税額等: 944 0円

〒331-0828
埼玉県さいたま市北区日進町2-789
みらい日進



日本ダイレクトメディア株式会社

請求書

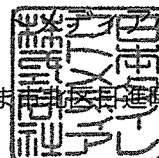
関根信明 様

日付 : 2022年12月26日

請求書番号 : 790

いつもお世話になっております。下記の通り請求申し上げます。

日本ダイレクトメディア株式会社
〒331-0823
埼玉県さいたま市北区日進町2-789
みらい日進
電話: 048-856-9633



小計	消費税	合計金額
50,000円	0円	50,000円

振込期日	
振込先	



詳細	数量	単価	金額
2023年1月分 政務調査事務所家賃 (光熱費込)	1ヵ月	50,000	50,000

備考欄

整理番号 201

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑨事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	04 年 12 月 26 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;">5585</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		5585	
百万	千	円							
	5585								
使 途	<p style="font-size: 1.2em;">事務所 グラフィック</p> <p style="font-size: 1.2em;">6206 × 0.9 = 5585.4</p>								
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">領収書等貼付欄</div>		埼玉県議会自由民主党議員団							

お名前 XXXXXXXXXX

木功介事務所 様

さいたま市浦和区常盤2丁目
9-19

発行日 2022年 12月 26日 次回訪問日 2023年 1月 26日 取引 現金

納品・請求書
兼 領収書

株式会社スタート
ダスキン江戸支店
〒334-0074 川口市江戸3-9-9
TEL 048-288-1150 FAX 048-281-3889



No. 100268056800

商品・サービス内容	契約数	前回収	単価	納品		納品・回収訂正		備考
				納品	回収	金額	金額	
ニューエレガントマットS・H	GSH	4W	1386	1	+	1386		
セレクションオーダーマット Lサイズ	HSLCL	4W	1860	1	+	1860	0	
ハンディモップS・ナイロン	NH-S	4W	870	1	+	870	0	
汚れとり吸水モップ	YQM	8W	1100	1	+	1100	0	
フロアモップG	FM-DG	4W	990	1	+	990	0	

前期末収残	現金金額	消費税	合計金額	前収額
	訂正後 5,642	訂正後 564	訂正後 6,206	訂正後 6,206

確認サイン

担当者名
XXXXXXXXXX

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 232

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	4 年 12 月 26 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: right;">千</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">64352</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> </tr> </table>	百万	千	円		64352	
百万	千	円							
	64352								

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p style="font-size: large; font-family: cursive;">事務所賃貸料(本町)</p> <p style="font-size: large; font-family: cursive;">80,440 × 0.8 = 64,352</p>		
-----	--	--	--

領収書等貼付欄

小島 信昭

政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため

13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20	04-12-26	送金	*80,000	ATM 取引 送金
21	04-12-26	手数料	*440	
22				
23				
24				

○他店支払いの小切手等でご入金の場合は、摘要欄にお戻しができる予定日を表示します。
お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。
○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
〔項目名〕 お支払金額・お預り金額・差引残高
・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。
・その他の預金の場合は、円単位となります。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017			*****
取扱店	お取引日	時刻	
57104	04-12-26	17:09	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥80,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳			
(1万円)		(5千円)	
円		円	

お振込明細またはご案内

お受取人

ご依頼人

コソマ ノブ アキ様

電話番号 048-758-1624
取扱番号 500018

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」な
④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主、が記名押印の上、各自1通を保有する。

貸主代理：(有)宝来屋不動産商会

〇年 4月 23日

甲・貸主	氏名	TEL
	住所	
乙・借主	氏名 埼玉県議会自民党議員団 小島信昭	TEL 048-758-1624
	住所 339-0074 さいたま市岩槻区本町 298-5	
連帯保証人	氏名 別紙	TEL
	住所	

		A	B	
宅 地 建 物 取 引 業 者	主たる事務所 所在地・TEL	さいたま市岩槻区本町3-1-1 048-756-0538	主たる事務所 所在地・TEL	
	商号又は名称	(有)宝来屋不動産商会	商号又は名称	
	代表者の氏名	関根 正之	代表者の氏名	Ⓢ
	免許証番号	埼玉県知事 (13) 第 5313 号	免許証番号	大臣知事 () 第 号
	免許年月日	平成 29 年 8 月 23 日	免許年月日	平成 年 月 日
宅 地 建 物 取 引 士	氏 名		氏 名	Ⓢ
	登録番号	() 第 号	登録番号	() 第 号
	業務に従事する 事務所名	(有)宝来屋不動産商会	業務に従事する 事務所名	
	事務所所在地 TEL	さいたま市岩槻区本町3-1-1 048-756-0538	事務所所在地 TEL	

※Ⓢは実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

(更新)事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 (以下「甲」という。)と借主 埼玉県議会自民党議員団 小島 信昭 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

名称	高橋ビル1階貸事務所	1階	号室
所在地	(住居表示) 339-0057 さいたま市岩槻区本町5丁目5-12 (登記簿)		
構造	木造(鉄骨造)鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他()/ 瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他()/ (3)階建/全()戸		
種類	事務所	新築年月	平成11年4月
面積	29.75 m ²		
附属施設			

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

埼玉県議会自民党議員団 団長 小島信昭 事務所

頭書(3) 契約期間

令和3年5月1日 から 令和5年4月30日まで (2年間)	
目的物件の引渡し時期	年 月 日

頭書(4) 賃料等

賃料	月額 80,000 円 (内消費税等)	家財	円
敷金	継続 80,000 円 (賃料 1ヶ月)	保険料	
その他の条件			
貸与する鍵	鍵 No. 本 本	本	本
賃料等の支払時期	翌月分を毎月 末 日まで		
賃料等の支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 貸主指定の口座へ振込支払いする。 <input type="checkbox"/> 持参 持参先 <input type="checkbox"/> 口座引落 委託会社名		

頭書(5) 借主緊急連絡先

(氏名)	
(自宅)TEL	
(勤務先)TEL	(会社名・部署名)
(携帯)TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

氏名	
住所	

管理業者	商号又は名称 (有) 宝来屋不動産商会
所在地	339-0057 さいたま市岩槻区本町3-1-1 TEL 048-756-0538
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	02621
管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士:登録番号) ()

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	住所
-----	----	----

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所在の事項を記載する)	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人 <input type="checkbox"/> 家賃債務保証会社の保証 <input type="checkbox"/> 証書社名主たる事務所の所在地	氏名	小島 信昭
		住所	

頭書(8) 更新に関する事項

※更新契約の時は、更新手数料として新賃料の0.5ヶ月分プラス消費税を支払う。

頭書(9) 特約事項

一、退去時は、スケルトンにて明渡しする。

整理番号 233

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	4 年 12 月 26 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: x-small;">百万</td> <td style="font-size: x-small;">千</td> <td style="font-size: x-small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">44</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">00</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円					44	00
百万	千	円										
	44	00										

使 途	駐車場代 (本町事務所) $5,500 \times 0.8 = 4,400$
-----	---

領収書等貼付欄

政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため

領 収 証 No. _____

小島 信昭 様

4 年 12 月 26 日

★ 5,500円

但 12月 / 月分

上記正に領収いたしました

内 訳	
税抜金額	[REDACTED]
消費税額等(%)	[REDACTED]

(うな記載)

コウヨウ フォー 1036

平成31年4月8日より 契約更新する

賃借人名札設置区画(1区画分)
(小島信昭様)

賃貸人

賃借人 小島信

(メーカー・車種) 三菱 eKクロス シルバー

(ナンバー)

駐車場賃貸借契約書

賃貸人 [] と、賃借人 小島信昭 とは、次に表示の駐車場（以下、「本件駐車場」という。）につき、賃貸借契約を締結した。

駐車場の表示

所在地 埼玉県さいたま市岩槻区本町6-1-8

区画 賃借人名義 接置区画分（ [] ）

第1条（駐車場の用途）

賃借人は、本件駐車場の次に記載する自己の自動車の駐車目的のみに使用するものとする。

メーカー： スズキ 車種： エブリィワゴン ナンバー： []

指定区域内には、賃借人や指定した乗客のみが駐車する。

第2条（賃料）

本件駐車場の賃料は月額金5,500円也とし、賃借人は毎月25日までにその翌月分を支払うものとする。

第3条（敷金）

賃料の支払いを担保するための敷金は無しとする。

第4条（契約期間）

1. 契約期間は、平成30年3月1日から平成31年3月31日までとする。
2. 契約期間中、中途解約をする場合は、解約希望日の1ヶ月前までに相手方にその旨通知するものとする。なお、解約した月の賃料は解約日までの日割り計算とする。

第5条（契約の更新）

1. 賃貸人または賃借人が本契約の更新を希望しない場合は、契約期間満了の1ヶ月前までに相手方にその旨通知することとし、通知がない場合には、本契約は更新されたものとする。

第6条（賠償責務）

賃借人、同乗者その他の関係者が故意または過失によって駐車場またはその付属施設に損害を与えたときは、賃借人の責任と負担によりその損害を賠償すべきものとする。

第7条（免責）

賃貸人は、駐車場にある賃借人の自動車について、賃借人の責めに帰すべき事由により発生した天災、火災、盗難、損壊等による損害についての責任は一切負わないものとする。

第8条（原状回復）

本契約の終了の後は、直ちに賃借人の自動車を本件駐車場の敷地外に移動し、賃借人が本件駐車場を賃貸借成立当時の原状に復した上で、賃貸人に明け渡すものとする。

第9条（解除）

賃借人につき、次の場合の一つに該当する事由があったときは、賃貸人は、何ら通知催告を要することなく直ちに本契約を解除できる。

- ① 賃料の支払いを2か月分以上怠ったとき
- ② 賃借人の承諾なく賃借権の譲渡、転賃又はこれらに準ずる行為があったとき
- ③ 賃貸人と賃借人との間の信頼関係を著しく害する行為があったとき
- ④ その他本契約に違反したとき

第10条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争については、賃貸人の所在地を管轄する裁判所をもって第一審の管轄裁判所とする。

第11条（信義則）

賃貸人及び賃借人は、本契約の解釈につき疑義が生じた場合、または本契約に定めのない事項が生じた場合には、お互いに誠実に協議してこれを解決するものとする。

上記の通り契約が成立したことを証し、本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年3月 / 日

賃貸人：住所 []

氏名 []

賃借人：住所 埼玉県さいたま市岩槻区掛30 /

氏名 小島信昭

整理番号 9 8

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	0 4 年 1 2 月 2 7 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">3</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">7</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">8</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">4</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">0</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">0</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		3	7		8	4		0	0
百万	千	円													
	3	7													
	8	4													
	0	0													

使 途	<p>事務所清掃費</p> <p style="text-align: right;">47,300 × 0.80 = 37,840.0</p>
-----	---

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

③事務所清掃代として
⑤高橋稔裕
政務活動に使用する割合が8/10以上の為按分します

領 収 証

高橋稔裕

No. _____

様

★ 747,300 -

但 清掃代比

R4年 12 月 27 日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額 _____

消費税額等(%) _____

〒347-0043 埼玉県加須市馬内994

加須のおそうじ屋さんドリーム・ドア

代表 岡安 毅

TEL 070-4500-0480



ような記載)

整理番号 1129

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分 <small>(該当する経費の番号を○で囲む)</small></p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 (7)事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---	--

支出年月日	4 年 12 月 27 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: right;">千</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">61</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">200</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		61	200
百万	千	円							
	61	200							

使 途	<p>事務所・駐車場・賃借料</p> <p>令和5年1月分</p>	<p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p>$68,000 \times 0.9 = 61,200$</p>
-----	-----------------------------------	---

領収書等貼付欄 逢澤 圭一郎 埼玉県議会自由民主党議員団

04-12-27	家賃	✓ *68,000	家賃等	*
----------	----	-----------	-----	---

支出元 4.12.27. タイセイハウジー

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

更新契約書 (住宅)

賃貸人 [] と 賃借人 逢澤 圭一郎 は、

以下の表示物件に関する住宅賃貸借契約(令和 元 年 06 月 01 日を始期とする住宅賃貸借契約がその後の更新・変更を経て現在に至っているもの。以下「原契約」といいます)の契約更新について、以下のとおり合意します。

<物件の表示>

所在地 埼玉県三郷市早稲田2丁目8-5	種類 マンション
名称 加藤コーポラス	部屋番号 0101
構造 鉄筋コンクリート 造 陸屋根	間取り 3DK
地上 4階 地下 階建	専有面積 52.66㎡

第1条 (賃貸借期間及び更新料・更新事務手数料) 更新後の賃貸借契約期間は令和 03年 06月 01日から令和 05年 05月 31日までの 2年 0ヶ月間とします。また、賃借人は、以下記載の更新料を賃貸人に、更新事務手数料を賃貸人指定の者に、支払うことを承諾します。

更新料	59,000円 (更新後の家賃の1.00ヶ月分)	更新事務手数料	円 (消費税別途)
-----	--------------------------	---------	-----------

第2条 (月払金) 月払金は以下のとおりとします。

	家賃	共益費				月額合計
月払金	59,000円	3,500円	円	円	円	62,500円

第3条 (敷金) 敷金の、①原契約終了時における残存金額、②更新時における賃借人への返還金額(ある場合のみ記載)、③更新時における賃貸人への追加交付金額(ある場合のみ記載)、④更新時における合計預り金額は、それぞれ以下のとおりとします。

なお、敷金の返還又は追加交付の方法は、別途賃貸人が指示する方法によるものとします。

	原契約終了時の残存金額	更新時の返還金額	更新時の追加交付金額	更新時の合計預り金額
敷金	59,000円	円	円	59,000円

第4条 (その他) 本更新契約書に定めのない事項については、原契約の定めるところによるものとします。

以上を証するため、本書を作成し、各当事者は署名・捺印の上、各1通を保有します。

2021 年 6 月 / 日

賃貸人 住所 []

氏名 []

賃借人 住所 []

氏名 逢澤 圭一郎

自宅電話番号 [] 携帯電話番号 []

勤務先名称 埼玉県議会 勤務先電話番号 048-824-2111

<緊急連絡先> 住所 []

氏名 [] 続柄 []

自宅電話番号 [] 携帯電話番号 []

勤務先名称 [] 勤務先電話番号 []

<更新時現在の入居者の表示>

氏名	続柄	生年月日	性別	勤務先又は学校名	連絡先電話番号
逢澤 圭一郎	本人	昭和50年9月16日	男	埼玉県議会	[]

株式会社タイ []
川口営業所

住所 埼玉県川口市栄町3-8-14 石川ビル

電話番号 048-498-6161

株式会社オリコフオレントインシュア

整理番号			50
------	--	--	----

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	04年 12月 27日 <small>他</small>	支出額	百万 千 円 1 15 434
-------	---------------------------------	-----	--------------------------------

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途

政務活動事務所 賃借料
事務所賃代

令和5年1月分 2月分 64,130 × 2ヶ月 × 0.9 = 115,434

領収書等貼付欄 埼玉県議会自由民主党議員団

14 04.12.27 エポスカード 64,130 ※※※

22 05.01.27 エポスカード 64,130 ※※※

賃料、共益費 63,500円
保証料 60円

〔振込手数料〕

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

この通帳は通帳に記入された
事項のみに基づき作成された
ものであり、正確性を保証
するものではありません。

この通帳は通帳に記入された
事項のみに基づき作成された
ものであり、正確性を保証
するものではありません。



総合口座通帳

店番 口座番号

石川 誠司 様

 埼玉縣信用金庫

印紙の貼付は、この印紙の裏面に貼付された印紙の裏面に貼付してください。

印紙の貼付

印紙の貼付

印紙の貼付

印紙の貼付

共 2 1

印紙の貼付

印紙の貼付



印紙の貼付

支店

〒 048-768-2161

発行日 04.06.14

印紙の貼付

通帳繰越店 003

印紙の貼付

印紙の貼付

印紙の貼付



貸室賃貸借更新契約書

【旧賃借人用】

2012008901-00506

貸人を甲、賃借人を乙、旧賃借人を丁として、甲乙丁は本紙条項及び添付書類を承諾のうえ本賃貸借更新契約書を締結する。

この契約の締結の証として契約書3通を作成し、当事者署名捺印のうえ、甲乙丁が各自1通保管する。

賃貸借の目的物件

名称	サンクヴェール	地上	5階	506	号室
所在地	埼玉県蓮田市本町6-7				
構造	鉄骨	間取	1K	面積	25.50 m ²

契約条件

項目	ヶ月	金額	項目	金額
鍵交換		¥24,840	賃料	¥58,000
預り金_クリーニング代		¥32,400	共益費	¥5,500

契約期間	2021年07月21日 から 2023年07月20日 まで		
付帯契約			
更新料	新賃料の1ヶ月分	更新事務手数料	なし
振込口座	ご契約をされた保証会社の指定する方法にてお支払ください。		

約締結日 令和4年 7月 7日

賃貸人(甲)	氏名	住友林業レジデンシャル株式会社 埼玉支店長 海老原 秀幸	
	住所	さいたま市大宮区桜木町1-11-9ニッセイ大宮桜木町ビル1F	
	電話番号	0486485981	
賃貸人代理 甲の代理人	氏名		
	住所		
	電話番号		
賃借人(乙)	氏名	石川 誠司	
	住所	[REDACTED]	
	電話番号	[REDACTED]	
連帯保証人 (丙)	氏名		
	住所		
	電話番号		
旧賃借人 (丁)	氏名	[REDACTED]	
	住所	[REDACTED]	
	電話番号	[REDACTED]	

整理番号 191

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦ 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	--

支出年月日	4 年 12 月 28 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: right;">千</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1580</td> </tr> </table>	百万	千	円	1	0	1580
百万	千	円							
1	0	1580							
使 途	<p>事務所賃借(1月分)</p> <p style="text-align: right;">$(135,000 + 440) \times 0.75 = 101,580$</p>								

<p>領収書等貼付欄</p>	<p>埼玉県議会自由民主党議員団</p>																																								
<p>キャッシュサービスご利用明細</p> <p>毎度ありがとうございます。 お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行 お持ち帰りください。 埼玉りそな銀行</p>																																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">取引銀行</td> <td style="width: 25%;">取引店</td> <td style="width: 25%;">口座番号</td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td>0017</td> <td style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</td> <td>XXXXXXXXXX</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取扱店</td> <td>お取引日</td> <td colspan="2">時刻</td> </tr> <tr> <td>39842</td> <td>04-12-28</td> <td colspan="2">12:45</td> </tr> <tr> <td>お取引内容</td> <td>お取引金額(円)</td> <td colspan="2">手数料</td> </tr> <tr> <td>振込</td> <td>¥135,000</td> <td colspan="2">¥440</td> </tr> <tr> <td colspan="2">お取引後の残高(円)</td> <td colspan="2">おつり</td> </tr> <tr> <td colspan="2">*****</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">お取引現金内訳</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(硬貨) 認 証</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(1万円) (5千円) (1千円)</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">円 円 円</td> </tr> </table>		取引銀行	取引店	口座番号		0017	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX		取扱店	お取引日	時刻		39842	04-12-28	12:45		お取引内容	お取引金額(円)	手数料		振込	¥135,000	¥440		お取引後の残高(円)		おつり		*****				お取引現金内訳		(硬貨) 認 証		(1万円) (5千円) (1千円)		円 円 円	
取引銀行	取引店	口座番号																																							
0017	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX																																							
取扱店	お取引日	時刻																																							
39842	04-12-28	12:45																																							
お取引内容	お取引金額(円)	手数料																																							
振込	¥135,000	¥440																																							
お取引後の残高(円)		おつり																																							

お取引現金内訳		(硬貨) 認 証																																							
(1万円) (5千円) (1千円)		円 円 円																																							
<p>※領収書(別)</p>	<p>お振込明細またはご案内</p> <p>サイタマケソツソキノ サカト 普通 8289798 ファイブイステート(カ様 登録番号 0005 オカ`ワタタ`シ`セイムカット`ウツ`ムソヨ様</p> <p>電話番号 XXXXXXXXXX 取扱番号 300108</p> <p style="font-size: small;">*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →</p>																																								
<p>印紙税申告納付につき浦和税務署承認済</p>																																									
<p>※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)</p> <p>※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。</p>																																									

重要事項説明書(建物賃貸借)

令和4年2月12日

小川 直志様

下記の不動産について宅地建物取引業法第35条の規定に基づき次の通り説明します。
この内容は重要ですから充分理解されるようお願い申し上げます。

免許番号	埼玉県知事(7)第156602号	登録番号	
免許年月	平成29年5月6日	建物取引士	氏名
主たる事務所の所在地・商号・名称・代表者	埼玉県坂戸市八幡2-3-2 ファイブエースター 代表取締役 伊東	業務に従事する埼玉県坂戸市八幡2-3-2 事務所の所在地 商号・名称 TEL.049-288-1101	課税業者

1. 物件の表示等

所在地	埼玉県坂戸市八幡1-1-2
物件名称	八幡店舗
種類	店舗併用住宅
構造	木造
取店積	63.10㎡
床面積	63.10㎡
交通	東武東上線 坂戸駅 徒歩 13分
貸主氏名	住所: [REDACTED]
管理の委託先	ファイブエースター株式会社
登記簿に記載された事項	埼玉県坂戸市八幡2-3-2 TEL.049-288-1101

2. 登記簿に記載された事項

所有名義人氏名	住所
甲区 所有権にかかるとの権利に関する事項	無
乙区 所有権以外の権利に関する事項	有

3. 設備状況等

水道	坂戸水道企業団	049(283)1952
電気	東京電力(メーター専用)	0120995441
ガス	坂戸ガス(メーター専用)	0120-352-025
排水	水公共下水	
台所	専用	
トイレ	専用(水洗)	
浴室	無	
給湯	有(残置物扱い)	

4. 法令に基づく制限の概要(無・有・該当する法令名を○で囲むこと)
- ①新住宅市街地開発法 ②新都市基礎整備法 ③流通業務市街地の整備に関する法律 ④農地法
 - 5. 当該建物が土砂災害警戒区域内か否か
土砂災害警戒区域外
 - 6. 当該宅地建物が造成宅地防災区域区域内か否か
造成宅地防災区域外
 - 7. 当該宅地建物が津波災害警戒区域内か否か
津波災害警戒区域外

8. アスベストの調査に関して(やっていない)

9. 耐震診断について

昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建物(該当しない) 耐震診断の有無(無)

10. 契約の種類及び期間

種類	普通賃貸借
期間	令和4年2月12日から令和7年2月11日迄(3年間)

11. 賃貸条件

賃料	月額 135,000円(税込)※管理費込み
共益費・管理費	
支払時期・方法	毎月 末日迄に翌月分を指定口座へ振り込み(振込口座は契約書記載)
礼金	賃料の2ヶ月分 270,000円
敷金	賃料の2ヶ月分 270,000円

更新に関する事項(有)

1. 協議の上3年毎に更新することができる
2. 更新手数料(有:新賃料の1ヶ月分+消費税)
3. 賃料改定方法(公租公課の増減、経済情勢の変動、近隣賃料との不相当など)

敷金等の精算に関する事項(有)

1. 滞納賃料等、損害金と相殺する
2. 一定の範囲の原状回復費用として敷金が充当される予定(有)
3. 原状回復義務の範囲(故障や不具合の放置、借主の責任によって生じた汚れ・キズ、汚損・破損等)

利用制限事項

ベント不可・楽器不可・

12. 損害賠償額の手定等に関する事項

①借主が故意又は過失により本物件に損害を与えた場合には、その程度に於いて貸主は借主に損害賠償を請求します

②借主は本契約が解除(または終了)したにもかかわらず本物件を貸主に明け渡さなかったときは、解除(または終了)した日の翌日から明け渡した日まで、賃料の100%に相当する連延損害金を支払わなければならない。

13. 契約の解除に関する事項

(1) 借主は、貸主に対し3ヶ月前に解約を申し出るか又は3ヶ月分の賃料を支払って即時解約ができます

(2) 借主が賃料及び共益費等の支払を怠り貸主が相当な期間を定め催告したにもかかわらず支払がなされないとき、借主が使用目的以外に使用するなどの禁止事項の行いや、貸主及び近隣に迷惑をかけ、本契約の継続が困難であると認められる場合も、貸主は本契約を解除することができます。

14. 建物完成時の形状・構造等

該当しない

15. 支払金または預かり金の保全措置の概要

保全措置 無

16. 金銭貸借の有無

無

17. 供託所等に
関係する説明

保証協会の名称・所在地	(公)不動産保証協会	東京都千代田区紀尾井町3-80
所屬地方事務所所在地	(公)不動産保証協会埼玉県本部	埼玉県さいたま市西桶1-11-39
弁済業務保証金の供託所	東京法務局	東京都千代田区大手町1-3-3

18. 備考

以上について宅地建物取引士から取引士証を提示の上重要事項の説明を受け、重要事項説明書を受領しました。なお契約成立時には報酬額 135,000円を支払うことと承諾しました。

令和4年2月12日

住所 [REDACTED] 氏名 小川直志

整理番号 1 / 7 9

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	4 年 12 月 30 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: small;">百万</td> <td style="font-size: small;">千</td> <td style="font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">16</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">200</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		16	200
百万	千	円							
	16	200							
使途	<p>駐車場代(3区画)</p> <p style="text-align: right; font-size: large;">18,000 × 0.9 = 16,200</p>								

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

領 収 証 No. _____

小川 たいし 事務所様 2022年 12月 30日

★ / 8,000 -

但 1月分

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)



※領収書記載、④

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

駐車場賃貸借契約書

貸主 [] を甲、借主小川ただし事務所を乙として甲、乙は標記記載の土地（以下本件土地という。）について駐車場の賃貸借に関し、本日下記の通り合意したので賃貸借契約を締結する。

1. 標記

賃貸借方式	駐 車 場 賃 貸 借	
土地の表示	所 在 埼玉県坂戸市八幡 1-3-3	地 目 雑種地
	地番・地積 埼玉県坂戸市八幡 1-3-3	
賃 料 等	賃 料 月額 1 区画につき 6,000 円	
	保 証 金	

第 1 条 甲は、標記記載の土地（以下本件土地という）を駐車場として賃貸し、乙はこれを賃する。

第 2 条 乙は、本件土地を乙、又は乙への来客のための駐車場の目的にのみ使用し、その他の利用に供してはならない。

第 3 条 賃料は、標記記載のものとし乙は甲に対し毎月末日に翌月分の賃料を甲の指定する銀行口座に振込むものとする。振込手数料は乙の負担とする。

2 契約の始期、及び終期において1ヶ月に満たない端数の期間を生じた場合のその月の賃料は1ヶ月を30日として日割り計算による。

3 賃料の改定は契約日より1年を経過する毎に法令の制定改廃、経済情勢の変動、租税公課等の増加、付近の土地価格、又は土地の賃料の著しい変動、その他の事情により第1項に基づき決定した賃借料の増額が必要となった場合には甲、乙協議の上これを決定する。

[甲の支払い条件]

毎月末の日曜日に翌月の使用料を現金にて持参する

第 4 条 賃貸借期間は、契約日より1年間とする。但し、期間満了3ヶ月前までに当事者いずれかから書面による解約の意思表示をしないときは、本契約は自動的に1年間延長するものとし、以後期間満了になった場合も同様とする。

第 5 条 乙は、その責任において駐車場を管理し事由の如何を問わず事故（対人、対物を問わない）に基づく責任の一切を負担する。

第 6 条 甲、又は甲の使用人は、防犯、防火等、駐車場の管理保全のために必要のあるときはいつでも駐車場内に立ち入り必要な措置を講ずることができるものとする。

2 前項の場合に乙は、甲の措置に協力しなければならない。

第 7 条 乙は、次の各号に掲げる行為をすることができない。

1 本件土地の賃借権を第三者に譲渡、又は転貸すること。

2 本件土地に建物を建築すること、その他本件土地の現状に変更を加えること。

第 8 条 甲は、乙が本契約の各条項に違反したときは、何らの催告を要しないで直ちに本契約を解除することができる。

第 9 条 本契約が終了したときは、乙は直ちに自動車を移動し、かつ残留品を収去し、本件土地を原状に復して甲に返還するものとし、乙は甲に対し契約の翌日から原状回復の完了に至るまで返還が遅れた場合は当時の賃料の 3 倍に相当する損害金を支払う。尚、甲は乙の残留物の処分をすることができる。

第 10 条 甲は、本件土地の公租公課を負担し、本件土地を使用するために必要な諸手続費用、農地転用・地目変更の土地造成費用、その他土地開発にかかる費用、維持管理に伴う費用は乙の負担とするものとする。

第 11 条 本契約が解除された場合、乙は立退料その他の名目の如何を問わず金品の支払を一切甲に対して請求しない。

令和 4 年 7 月 15 日

以上のとおり、契約が成立したので本契約書 2 通を作成して、各々 1 通を所持する。

貸 主(甲)

借 主(乙) 小川直志事務所

埼玉県坂戸市八幡 1-1-2

整理番号

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---------------------------------------	---

支出年月日	<input type="text" value="5"/> 年 <input type="text" value="1"/> 月 <input type="text" value="4"/> 日 他	支出額	<table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td><input type="text" value="0"/></td> <td><input type="text" value="72"/></td> <td><input type="text" value="000"/></td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円	<input type="text" value="0"/>	<input type="text" value="72"/>	<input type="text" value="000"/>
百万	千	円							
<input type="text" value="0"/>	<input type="text" value="72"/>	<input type="text" value="000"/>							

使 途	セキユリ代 (R4.12月分, R5.1月~3月分)
-----	----------------------------

領収書等貼付欄

別紙
※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

$20,000 \times 4 \times \frac{9}{10}$

政務活動に使用する割合が9/10以上であるため

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

入出金明細照会

口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
■■■■■	普通	■■■■■	カシマサ

入出金明細

照会範囲：2023年01月03日～2023年01月06日 照会件数：2件

2023年01月06日 16時01分35秒時点の情報です。

全件数：2件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
■■■■■				■■■■■
2023年01月04日	20,000円		セコム	■■■■■

全件数：2件

入出金明細照会

口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
■■■■■	普通	■■■■■	外ハシ マサオ

入出金明細

照会範囲：2023年01月31日～2023年01月31日 照会件数：2件

2023年02月03日 17時13分39秒時点の情報です。

全件数：2件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
■■■■■				■■■■■
2023年01月31日	20,000円		セコム	■■■■■

全件数：2件



当座貸借ご利用明細(兼普通預金)

※欄外(赤字)に「-」印のあるものは借付金(出金)です。

年	月	日	摘要	当座貸借ご利用額 (借付金)又は入金金額	お預り金額	借付残高
		1				
		2 D				
		3 D				
		4 D				
		5 D				
		6 D				
		7 D				
		8 D	5- 2-28	20,000	セコ4	
		9 D				
		10 D				
		11 D				
		12 D				
		13 D				
		14 D				
		15 D				
		16 D				
		17 D				
		18				
		19				
		20				
		21				
		22				
		23				
		24				

上記最終残高を新通帳へ繰越しました

1. 振替額をご入金の場合は振替欄に記号(他券、振込)と日付を印字します。払戻しのできる日は、上記日付の午後となります。
2. 振替欄に「*AD*」、「*CD*」等の「*」のついた取引については無記帳いたします。

7

口座名義: 高橋 政雄

入出金明細照会

口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
■■■■■	普通	■■■■■	外ハシ マチ

入出金明細

照会範囲：2023年03月28日～2023年03月31日 照会件数：3件

2023年04月04日 14時34分11秒時点の情報です。

全件数：3件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
■■■■■				■■■■■
■■■■■				■■■■■
2023年03月31日	20,000円		セコム	■■■■■

全件数：3件

整理番号	1	0	7
------	---	---	---

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
	(Note: In the original image, '7:事務所費' is circled.)

支出年月日	05年 01月 04日 <small>他</small>	支出額	<table border="1" style="text-align: center;"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td> </td> <td>6</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td> </td> <td>3</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td> </td> <td>9</td> <td> </td> </tr> </table> ※政務活動費を充当した金額を記載	百万	千	円		6	5		3	6		9	
百万	千	円													
	6	5													
	3	6													
	9														

使 途	事務所賃貸料(令和5年2月～令和5年3月分) $130,737 \times 0.50 = 65,368.5$
-----	--

<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;"> 領収書等貼付欄 </td> <td style="text-align: right;"> 埼玉県議会自由民主党議員団 </td> </tr> </table> <p> ③事務所賃貸料(令和5年2月～令和5年3月分) ⑤高橋稔裕 政務活動に使用する割合が5/10以上の為按分します 3月31日分は除外します $66,000 \div 31 = 2,129$ $66,000 - 2,129 = 63,871$ $440 \div 31 = 14.1$ $440 - 14 = 426$ </p> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;"> <table style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <tr> <td style="text-align: center;">別紙明細</td> </tr> </table> </div> <div style="text-align: right; margin-right: 100px;"> <table style="margin-left: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">129,871</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">866 [振込手数料]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right; border-bottom: 3px double black;">130,737</td> </tr> </table> </div>	領収書等貼付欄	埼玉県議会自由民主党議員団	別紙明細	129,871	866 [振込手数料]	130,737	※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)
領収書等貼付欄	埼玉県議会自由民主党議員団						
別紙明細							
129,871							
866 [振込手数料]							
130,737							

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 1 0 7 - 2

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

- ③事務所賃貸料(令和5年2月～令和5年3月分)
- ⑤高橋稔裕

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。



埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号		
0017		*****		
取扱店	お取引日	時刻		
56702	05-01-04	13:13		
お取引内容	お取引金額(円)	手数料		
振込	¥66,000	¥440		
お取引後の残高(円)		おつり		

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)			IC認証 (硬貨)	
円			円	

お振込明細またはご案内
サイタマケソツキン
カソ
普通 0661651
クキミツヒ"ツツト"ウツヤハンハイ(カ様
登録番号 0001
タカハツツヒロ セイムカット"ウツ"ムツヨ様

お受取人
ご依頼人
電話番号 09018170065
取扱番号 400034

印紙税申告納
付に付き浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。



埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号		
0017		*****		
取扱店	お取引日	時刻		
56706	05-01-31	10:53		
お取引内容	お取引金額(円)	手数料		
振込	¥66,000	¥440		
お取引後の残高(円)		おつり		

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)			IC認証 (硬貨)	
円			円	

お振込明細またはご案内
サイタマケソツキン
カソ
普通 0661651
クキミツヒ"ツツト"ウツヤハンハイ(カ様
登録番号 0001
タカハツツヒロ セイムカット"ウツ"ムツヨ様

お受取人
ご依頼人
電話番号 09018170065
取扱番号 300281

印紙税申告納
付に付き浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

賃貸借契約書

令和 3 年 4 月 10 日

賃貸人	住所	久喜市上清久1206-1	●
	氏名	久喜三菱自動車販売株式会社	
賃借人	住所	●	●
	氏名	高橋 裕裕	
場所	加須市土手2-17-15 (旧プレカット工場事務所 1F)		
賃料	1ヵ月 60,000円 (別途、消費税)		
	別途、電気、電話、ガス使用料、プロバイダー契約料は賃借人負担とする。		
	※ただし、公租公課の増徴、経済情勢、その他特別な変動があった場合は、契約期間中といえども賃料を変更するものとする。		
支払方法	前払いとし、毎月20日までに翌月分を支払うものとする。 ※別途、電気、電話、ガス代及びプロバイダー契約料は3ヶ月ごとに合算分を請求する。		
期間	自 令和3年 5月 1日 至 令和4年 4月 30日 満 1 年間 ※ただし、期間満了3ヵ月前に双方申し出無き場合は、期間を更新する。		
禁止	賃借権を第三者に譲渡または転貸することを禁止する。		
解約	賃貸人 3ヶ月前予告 賃借人 3ヶ月前予告 解約可能		
振込先	● 口座番号 ● ● (ただし、振込手数料は、賃借人負担とする。)		

整理番号

1	2	3
---	---	---

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1 : 調査研究費 2 : グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3 : 広聴費 4 : 要請・陳情等活動費 5 : 広報費 【経常的経費】 6 : 人件費 ⑦ : 事務所費 8 : 事務費 9 : 資料購入・作成 10 : 交通費
------------------------------	---

支出年月日 <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">5</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">年</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">1</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">月</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">6</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">日</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: right; font-size: small;">他</td> </tr> </table>	5	年	1	月	6	日	他						支出額 <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">1</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">5</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">8</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">4</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">百万</td> <td style="font-size: small;">千</td> <td style="font-size: small;">円</td> <td></td> </tr> </table>	1	5	8	4	百万	千	円		※政務活動費を充当した金額を記載
5	年	1	月	6	日																	
他																						
1	5	8	4																			
百万	千	円																				

使 途	1 ~ 2 月分ダスキン使用料 (事務所用) (按分の積算方法 1,980 円 × 8/10)
-----	--

領 収 書 等 貼 付 欄

<p>納品・領収書 No. 0000933243 神尾 たかよし 様</p> <p>納品日 5年1月6日 次回は 月 日 曜日</p>	<p>埼玉県議会自由民主党議員団</p> <p>ダスキン マルシン 株式会社マルシン 〒367-0062 本庄市小島南3丁目8-19 TEL 0495-22-4098 FAX 0495-22-4076</p>
--	--

商 品 名	数 量	金 額	前 回 残	今 回 回 収	今 回 残
FM-DF フロアーモップF	1	990	1		
* 納品合計10%		990 内消費税 ***			

	印 紙	領 収 額 990	990
--	-----	--------------	-----

政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法も余白に記載すること。

整理番号

	1	2	3
--	---	---	---

 -

2

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

納品・領収書

納品 No. 0000936120
 神尾 たかよし 様

ダスキン マルシン

株式会社マルシン
 〒367-0062 本庄市小島南3丁目8-19
 TEL 0495-22-4098 FAX 0495-22-4076

納品日 5年 2月 8日 次回は 月 日 曜日

担当

商 品 名	数 量	金 額	前回残	今回回収	今回残
EM-DF フロアーマップF	1	990	1		
* 納品合計10%		990 内消費税 ***			

印紙
5万円以上
貼付

領 収 額
990 ← 前回の金額

登録番号 238 - 1

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	5 年 11 月 16 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right; font-size: small;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: left; font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">53240</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		53240	
百万	千	円							
	53240								
使 途	<p>事務所家賃(月分) $133,100/9 \div 2 \times \frac{8}{10} = 53,240/9$</p> <p>政務活動の使用する割合が8/10のため</p> <p>自民党武蔵野支部と共同事務所のため折半</p>								

領 収 証

No. 007518

浅井 明 様

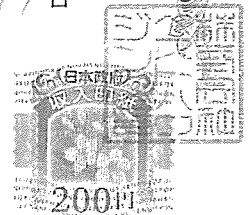
2023 年 1 月 17 日

金額

¥ 133,100 -

但し 森田ビル201号室 1月分賃料として(2023年1月6日入金)

上記の金額正に領収いたしました



内 訳

税抜金額

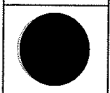
消費税額等(%)

BEST HOUSING

株式会社ベストハウジング

- 本 社 〒340-0016 埼玉県草加市中央2丁目1番5号
TEL 048-928-3020 FAX 048-928-3029
- 獨協大学前店 〒340-0011 埼玉県草加市栄町三丁目4番6号
TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582
- 草 加 店 〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地1
TEL 048-920-5141 FAX 048-920-5140
- 竹の塚店 〒121-0813 東京都足立区竹の塚六丁目15番6号
TEL 03-3860-4401 FAX 03-3860-4403
- 北千住店 〒120-0026 東京都足立区千住旭町13番地8
TEL 03-5813-3883 FAX 03-5813-3885

扱 者 印



社印・扱者印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。

238-2 建物賃貸借契約書 (事業用)

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	森田ビル		
所在地(住居表示)	埼玉県越谷市越ヶ谷2-8-24		
構造・規模	鉄骨造陸屋根3階建て		
用途	事務所		
契約面積	2 階部分	35, 34 m ²	

(2) 使用目的

県政事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2020年7月1日 から	3 年 0 月間	
終期	2023年6月30日 まで		

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3 ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額	117,700 円	(内消費税等	10,700 円	・ 税率 10 %)
共益費(管理費)	月額	15,400 円	(内消費税等	1,400 円	・ 税率 10 %)
保証金(敷金)		321,000 円	賃料の 3 ヶ月相当額		
保証金(敷金)の償却・敷引	1. 貸主は、借主に対し延滞賃料、損害賠償金その他の債権を有するときは、いつでも敷金からそれらを差し引く(相殺する)ことができる。この場合、借主は直ちに、差し引かれた敷金を補充しなければならない。2. 貸主は、この契約が終了し借主が本事務所の明け渡しを完了した後3ヶ月以内に、貸主の住所又は貸主の指定する場所において、敷金から前項の相殺分を差し引いて、残額を借主に返還する。				
		円			円
礼金		〆 円			
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を 毎月 27 日までに支払う			
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>				
	振込先金融機関名・支店名			口座種別	
	口座番号		口座名義人・フリガナ		
	振込手数料負担者	借主	持参先		

(5) 貸主

貸主	氏名		電話	()
	住所			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

258-3

(6) 連帯保証の極度額

極度額	3,194,400 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有 ・ 無)

更新料の金額	<input checked="" type="checkbox"/> 新賃料の 1 ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/>	円
--------	---	---

特約条項

- ・借主は貸主に無断で建物敷地内にものを置くことはできないこととする。但し貸主の承諾を得た場合はこの限りではない。
- ・この場合借主は書面にて承諾の依頼をするとともに配置図などを添付することとする。
- ・貸主は借主に対し書面により承諾することとする。
- ・看板を使用する場合は、別途で毎月5,000円(法定消費税別途)を支払うこととする。
- ・更新料は賃料1ヶ月分に別途法定消費税がかかります。
- ・更新時、更新事務手数料として賃料の0.5ヶ月分(別途法定消費税)がかかります。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

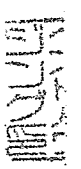
令和2年6月7日

貸主 住所 [Redacted]
 氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

借主 住所 越谷市越ヶ谷1丁目8-6
 氏名 浅井 翔 電話番号 048(962)5777

連帯保証人 住所 [Redacted]
 氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

極度額 3,194,400 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません



宅地建物取引業者・宅地建物取引士		(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)	
取引態様	<input type="checkbox"/> 媒介 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 代理	取引態様	<input type="checkbox"/> 媒介 ・ <input type="checkbox"/> 代理
免許証番号	国土交通大臣 (4) 第 6029 号	免許証番号	第 号
事務所所在地	埼玉県草加市栄町3丁目4-6	事務所所在地	
商号	株式会社 ベストハウジング	商号	
代表者等	八巻 康雄	代表者等	Ⓜ
登録番号	[Redacted]	登録番号	第 号
宅地建物取引士	[Redacted]	宅地建物取引士	Ⓜ

整理番号 239 -)

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	5 年 1 月 6 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">44</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">00</td> </tr> </table>	百万	千	円		44	00
百万	千	円							
	44	00							
			※政務活動費を充当した金額を記載						
使 途	<p>事務所看板代 5,500円 × 8/10 = 4,400円</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が 8/10 以上であるため</p>								

領 収 証

No. 007520

浅井明 様

2023年1月17日

金額

¥ 5,500-

収 入
印 紙

但し森田ビル201号室 看板(1)代として(2023年1月6日入金)
上記の金額正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

BEST HOUSING

株式会社ベストハウジング

- 本 社 〒340-0016 埼玉県草加市中央2丁目1番5号
TEL 048-928-3020 FAX 048-928-3029
- 獨協大学前店 〒340-0011 埼玉県草加市栄町三丁目4番6号
TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582
- 草 加 店 〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地1
TEL 048-920-5141 FAX 048-920-5140
- 竹の塚店 〒121-0813 東京都足立区竹の塚六丁目15番6号
TEL 03-3860-4401 FAX 03-3860-4403
- 北千住店 〒120-0026 東京都足立区千住旭町13番地8
TEL 03-5813-3883 FAX 03-5813-3885

扱 者 印



社印・扱者印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。

239-2 建物賃貸借契約書 (事業用)

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	森田ビル		
所在地(住居表示)	埼玉県越谷市越ヶ谷2-8-24		
構造・規模	鉄骨造陸屋根3階建て		
用途	事務所		
契約面積	2 階部分	35, 34 m ²	

(2) 使用目的

県政事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2020年7月1日 から	3 年 0 月間	
終期	2023年6月30日 まで		

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額 117,700 円 (内消費税等 10,700 円・税率 10%)
共益費(管理費)	月額 15,400 円 (内消費税等 1,400 円・税率 10%)
保証金(敷金)	321,000 円 賃料の 3ヶ月相当額
保証金(敷金)の償却・敷引	1. 貸主は、借主に対し延滞賃料、損害賠償金その他の債権を有するときは、いつでも敷金からそれらを差し引く(相殺)することができる。この場合、借主は直ちに、差し引かれた敷金を補充しなければならない。2. 貸主は、この契約が終了し借主が本事務所の明け渡しを完了した後3ヶ月以内に、貸主の住所又は貸主の指定する場所において、敷金から前項の相殺分を差し引いて、残額を借主に返還する。
	円
礼金	円
賃料等の支払方法	支払時期 翌月分を毎月 27 日までに支払う
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>
	振込先金融機関名・支店名
	口座番号
	口座名義人・フリガナ
	振込手数料負担者 借主 持参先

(5) 貸主

貸主	氏名	電話
	住所	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所
	氏名

29-3

(6) 連帯保証の極度額

極度額	3,194,400 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有 ・ 無)

更新料の金額	<input checked="" type="checkbox"/> 新賃料の 1 ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/>	円
--------	---	---

特約条項

- ・借主は貸主に無断で建物敷地内にものを置くことはできないこととする。但し貸主の承諾を得た場合はこの限りではない。
この場合借主は書面にて承諾の依頼をするとともに配置図などを添付することとする。
貸主は借主に対し書面により承諾することとする。
- ・看板を使用する場合は、別途で毎月5,000円(法定消費税別途)を支払うこととする。
- ・更新料は賃料1ヶ月分に別途法定消費税がかかります。
- ・更新時、更新事務手数料として賃料の0.5ヶ月分(別途法定消費税)がかかります。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和2年6月7日

貸主 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

借主 住所 越谷市越ヶ谷1丁目8-6

氏名 浅井 翔 電話番号 048(962)5777

連帯保証人 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

極度額 3,194,400 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様 媒介 ・ 代理

取引態様 媒介 ・ 代理

免許証番号 国土交通大臣(4)第 6029 号

免許証番号 第 号

事務所所在地 埼玉県草加市栄町3丁目4-6

事務所所在地

商号 株式会社 ベストハウジング

商号

代表者等 八巻 康雄

代表者等 ㊟

登録番号 [Redacted]

登録番号 第 号

宅地建物取引士 [Redacted]

宅地建物取引士 ㊟

整理番号 159

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p>	<p>5年 1月 13日</p>	<p>支出額</p>	<p>百万 千 円</p> <p>29700</p> <p><small>※政務活動費を充当した金額を記載</small></p>
--------------	--	------------	---

<p>使 途</p>	<p>事務所の清掃代金として</p>
------------	---------------------------

領収書等貼付欄

政務活動に使用する割合が $\frac{9}{10}$ 以上であるため

領収証 埼玉県議会事務局 様 No. 39

★ 33,000

但 事務所清掃代金として

平成5年 1月 13日 上記正に領収いたしました

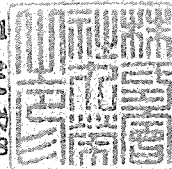
内 訳

税抜金額	33,000
消費税額等(0%)	0.00

〒338-0812 さいたま市桜区神田770-1

株式会社 丸 栄

電話 048(853)0116(代)
 FAX 048(855)6678



整理番号 2 6 /

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例: 電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;">経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	5 年 1 月 15 日他
支出額	<div style="text-align: right;"> 百万 千 324000 円 </div> <p style="text-align: right; font-size: small;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>(按分した場合の積算方法 $360000 \times 9 = 324000$)</p>
使 途	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所賃料(2月~4月) ・乗用駐車場
支 出 先	(有) ケイフランニング

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 [] (以下「甲」という。)と借主 高木 功介 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	ドムス菱屋 2階 202号室 区画番号()		
	所 在 地	(住居表示)さいたま市浦和区常盤2丁目9番19号		
		(登記簿)さいたま市浦和区常盤2丁目46番		
	構 造	木造・鉄骨造・ <u>鉄筋コンクリート造</u> ・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他() /瓦葺・ <u>スレート葺</u> ・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他()/ (3)階建/全(6)戸		
	種 類	居宅	新築年月	1985年 1月
面 積	61.55 m ²			
附 属 施 設	ベランダ 9.67 m ²			

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

政務調査事務所(自由民主党県議会議員)

頭書(3) 契約期間

2019年 7月 1日 から 2021年 6月 30日まで (2年間)	
目的物件の引渡し時期	2019年 6月 30日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 (内消費税等)	100,000円 円)	管理・ 共益費	月額 (内消費税等)	3,000円 円)	家 財 保険料	18,500円
敷 金	100,000円 (賃料 1ヶ月)		礼金	150,000円		附 属 施設料	月額 (内消費税等) 円 円)
保証金	円 (賃料 ヶ月)		償 却				
その他の条件							
貸与する鍵	鍵 No.	[]		[]			
	本 数	[]		[]			[]
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末日まで					
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	[] (有)ケイプランニング					
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先					
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名					

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名) 高木 功介
	(自宅) TEL
	(勤務先) TEL
	(携帯) TEL [REDACTED] (会社名・部署名)

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 [REDACTED]
	住所 [REDACTED]

管理業者	商号又は名称 有限会社ケイプランニング		
所在地	さいたま市浦和区常盤6丁目16番14号 TEL 048-824-1423		
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号		国土交通大臣()第	号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	00105	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管理担当者	氏名 [REDACTED]	(賃貸不動産経営管理士:登録番号 (3) 004840)	
		※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	[REDACTED]
		住所	[REDACTED]
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証会社の提供する保証	家賃債務保証会社名	
		主たる事務所の所在地	

頭書(8) 更新に関する事項

更新料は新賃料の1ヶ月分、更新手数料は新賃料の1/4ヶ月分(税別)を支払うこと

頭書(9) 特約事項

<ol style="list-style-type: none"> 1. 本契約書第3条に基づく賃料等の支払いにおける振込手数料は借主負担とする 2. 頭書(4)に記載する家財等保険料は2年間に一度支払うものとする 3. 本契約を解約する場合は、甲においては6ヶ月前、乙においては3ヶ月前までに各々相手方に対し書面で通知し、この予告期間の完了をもって本契約は終了するものとする
--

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

2019年 6月 18日


甲・貸主	氏名	[REDACTED]	TEL	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]		
乙・借主	氏名	高木 功介	TEL	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]		
連帯保証人	氏名	[REDACTED] (別紙承諾書により認証)	TEL	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]		

		A	B	
宅 地 建 物 取 引 業 者	主たる事務所 所在地・TEL	さいたま市浦和区常盤6丁目16番14号 048-824-1423	主たる事務所 所在地・TEL	
	商号又は名称 代表者の氏名	有限会社ケイプランニング 小池 東司	商号又は名称 代表者の氏名	Ⓜ
	免許証番号	埼玉県 大臣 知事 (12) 第 7531 号	免許証番号	大臣 知事 () 第 号
	免許年月日	平成 30年 9月 26日	免許年月日	平成 年 月 日
宅 地 建 物 取 引 士	氏 名	[REDACTED]	氏 名	Ⓜ
	登録番号	[REDACTED]	登録番号	() 第 号
	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	有限会社ケイプランニング さいたま市浦和区常盤6丁目16番14号 048-824-1423	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	

※Ⓜは実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

ドムス菱屋賃貸借契約 一部変更契約書

賃貸人  (以下甲という) と賃借人 高木功介 (以下乙という) との間に、令和元年6月18日甲・乙間において取り交わした事業用賃貸借契約(事務所)(以下基本契約という)の一部変更に関し、下記の通り契約をする。

第1条 賃貸借契約書第1条の賃貸借契約期間を令和3年7月1日より令和5年6月30日迄の2年間に変更する。


第2条 前条により変更された部分以外は、すべて基本契約どおりとする。


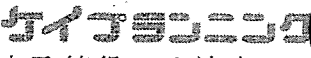
第3条 この契約は、基本契約と不可分の関係にあるので、基本契約が終了した時はこの契約も当然にその効力を失う。

この契約書2通を作成し、甲・乙各1通を保有する。

令和3年6月18日

甲 : 


乙 : さいたま市浦和区常盤2-9-19-202
自由民主党政務調査事務所 
代表 高木功介

管理 : さいたま市浦和区常盤 6-16-14 
(有) 
代表取締役 小池東司

駐車場（自動車保管場所）契約書

所在地	さいたま市浦和区常盤2丁目2番5号
名称	さかえパーキング内 第 [] 号
車種及びナンバー	トヨタ プリウス
賃料	1ヶ月 金117,000円也
敷金	金117,000円也 (無利息の約定)

貸主（甲）と借主（乙）は、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

第1条 賃貸借の期間は令和 元 年 9 月 17 日より令和 3 年 9 月 16 日迄向う2ヶ年とする。但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することとできる。

第2条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲又は甲の指定人に持参して支払うか、甲指定の銀行口座に払い込むものとする。

第3条 乙が賃料の支払いを1ヶ月なりとも滞らせる場合は、敷金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。

第4条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。

第5条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転貸は絶対にしてはならない。

第6条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた下記記載の管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。

(1) 駐車場内で粗暴な運転は行わないこと。
 (2) ゴミ等は一切捨てないこと。
 (3) 深夜・早朝等の出入りについては、近隣の迷惑となるような行為を一切行わないこと。

第7条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となすべき行為を一切なざること。又屋根付等の工作物を作る事は出来ない。

第8条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並に火災、盗難等

が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。

乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗車等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害をあたえた時、乙は当該相手方に対し賠償するものとする。

第10条 (1) 甲の都合により本契約を解除する時は3ヶ月前に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。
 (2) 乙の都合により本契約を解除する時は1ヶ月前に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。

第11条 第1条の賃貸借期間満了により本契約を更新した時、事務手数料として甲・乙は新賃料の1ヶ月分ずつを仲介業者に支払う事とする。

(特約条項) 1. 「賃料の振込先」
 2. 振込手数料は乙の負担とする。



この契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方共記名捺印して各1通を所持する。
 令和 元 年 8 月 30 日

貸主（甲） 住所 [Redacted] 氏名 [Redacted]

借主（乙） 住所 [Redacted] 氏名 高木功介

連帯保証人 住所 [Redacted] 氏名 [Redacted]

仲介業者兼管理者
 さいたま市浦和区常盤6丁目16番14号
 有限会社 ケイプランニング
 代表取締役 小池 東
 TEL 048-824-1423

さかえパーキング賃貸借契約一部変更契約書

賃貸人 [REDACTED] (以下甲という) と賃借人 高木功介 (以下乙という) との間で甲・乙間において取り交わしたNo. [REDACTED] 駐車場賃貸借契約 (以下基本契約という) の一部変更に関し、下記の通り契約を締結する。

第1条 基本契約書第1条の賃貸借期間を令和3年9月17日から令和5年9月16日までとする。

第2条 前条により変更された部分以外は、すべて基本契約どおりとする。

第3条 この契約は、基本契約と不可分の関係にあるので、基本契約が終了した時はこの契約も当然にその効力を失う。

この契約書2通を作成し、甲・乙各1通を保有する。

令和3年9月16日

甲 : [REDACTED]

乙 : さいたま市浦和区常盤 2-9-19
高木功介 [REDACTED]

管理 : さいたま市浦和区常盤 6-16-14

(有) **カイトス** [REDACTED]

代表取締役 小池 東司 [REDACTED]

整理番号	1	6	2
------	---	---	---

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 30px;">5</td> <td style="width: 30px;">年</td> <td style="width: 30px;">1</td> <td style="width: 30px;">月</td> <td style="width: 30px;">17</td> <td style="width: 30px;">日</td> </tr> </table>	5	年	1	月	17	日	支出額	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 30px;"> </td> <td style="width: 30px;">5</td> <td style="width: 30px;">4</td> <td style="width: 30px;">3</td> <td style="width: 30px;">9</td> <td style="width: 30px;">6</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 8px;">百万</td> <td colspan="4"></td> <td style="font-size: 8px;">円</td> </tr> </table> <p style="font-size: 8px;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>		5	4	3	9	6	百万					円
5	年	1	月	17	日																
	5	4	3	9	6																
百万					円																
使途	事務的家賃(2月分) <送金料を含む>		$60.440 \times 0.9 = 54.396$ 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため																		

領収書等貼付欄

$60.000 + 440 = 60.440$

③事務的家賃(2月分)

ご利用明細票


お取扱日	店番	お取引内容
05-01-17	03529	通帳送金
記号	番号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N037	*60,000	
	残高	
送金料金 *440円		
振込予定日 05-01-17		
タケウチ マサフミ		

ご利用いただきましてありがとうございました。

ゆうちょ銀行

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

賃貸借契約書

第1条 武内政文（以下「甲」と称する）は、（以下「乙」と称する）が所有する次の建物を借用する。

住所：埼玉県入間郡越生町越生895番地

第2条 甲は上記の建物を政務活動のための事務所として使用し、それ以外の目的のために利用することはできない。


第3条 借用期間は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までとする。

第4条 建物の賃借料（電気、ガス、上下水道を含む）は、月額60,000円とする。甲は、借用月の前月末までに、乙の指定する銀行口座に振り込み支払うものとする。

第5条 甲の責により建物、調度品、備品などに破損が生じた場合、甲は現状回復のための費用を負担、又は相当品を提供するものとする。

第6条 上記に規定した以外の事項が生じた場合は、その取り扱いについて、甲乙協議の上決定するものとする。

令和3年3月15日

(甲) 埼玉県入間郡越生町上谷450番地
武内 政文 

(乙) 

整理番号 138

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦ 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	--

<p>支出年月日</p>	<p>5年11月18日</p>	<p>支出額</p>	<table style="border-collapse: collapse; margin: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">百万</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">千</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">43</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">56</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		43	56
百万	千	円							
	43	56							

<p>使途</p>	<p>12月分事業費に代理代</p>	<p style="font-size: small;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p style="font-size: x-large; text-align: center;"> $4,400 \times 0.9 = 3,960$ $440 \times 0.9 = 396$ </p>
-----------	--------------------	--

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。

埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号	0017	*****
取扱店	お取引日	時刻	57248	05-01-18 10:14
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	振込	¥4,400 ¥440
お取引後の残高(円)		おつり	*****	
お取引現金内訳			C認証	
(1万円) (5千円) (1千円)			(硬貨)	

逢澤 至一郎

埼玉県議会自由民主党議員団

別紙明細

お振込明細またはご案内

お受取人

カメラリソキン
ミサト
普通 0178856
1) ネモトセイウ様
登録番号 0002

お依頼人

アイサ ワケイイチロウ セイムカット"ウツ"様

電話番号 XXXXXXXXXX 印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

取扱番号 300032

*印紙税を納付しない場合は*印で潤しております。 →

¥440

[振込手数料]

しないこと。
が足りない場合は、別紙を使用すること。
(番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 1 3 8 - 2

お客様コードNo. XXXXXXXXXX


逢澤 圭一郎 事務所 様

請 求 書 No. _____
 (発行日 5 年 1 月 4日)

有限会社 **根 本 清 掃**

〒341-0044
 埼玉県三郷市戸ヶ崎4丁目256
 TEL : 048-955-2466
 FAX : 048-956-6197

振込口座 亀有信用金庫三郷支店
 普通口座 0178856



毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。(4 年 12 月 31日締切分) PAGE 1

前回御請求額	御入金額	調整額	差引繰越金額	税抜御買上額	消費税額等	今回御請求額
■	■	0	0	4,000	400	4,400

年月日	伝票 No.	商 品 名	数量	単位	単 価	金 額
41221	34	御入金[銀行振込]				4,400
41230	340	ゴミ処理代基本料	1	台	4,000	4,000
		《逢澤 圭一郎 事務所 様 》				4,000
		【計】				4,000
		外税額 (外税対象額: 4,000)				400
		【御買上額合計】				4,400
		内消費税額等 (課税対象額: 4,000)				(400
		【御入金額合計】				■
		総御買上額 (税抜)				4,000
		値引・返品 (税抜)				0
		純御買上額 (税抜)				4,000

領 収 証

逢澤圭一郎事務所 様 2023年 1 月 18 日 NO. _____

¥ 4,400 -

但し 12月分事業費代 上記の金額正に領収いたしました

内消費税 ¥400-


現金 _____

小切手 _____

尿管浄化槽維持管理士
 三郷市指定一般廃棄物処理
 尿管浄化槽清掃

有限会社 **根 本 清 掃**

埼玉県三郷市戸ヶ崎4丁目256
 TEL (048) 955-2466
 FAX (048) 956-6197



収 入
 印 紙

係 _____

● J104953

整理番号 72

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ① 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	--

支出年月日	05 年 01 月 18 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">7209</td> </tr> </table>	百万	千	円			7209
百万	千	円							
		7209							

使 途	<p>05.02.15 05.03.15 事務所「スフ」代</p>	<p>※政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>$2670 \times 3 = 8010$ $8010 \times 0.9 = 7209$</p>
-----	---	--

領収書等貼付欄 埼玉県議会自由民主党議員団 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため

※ 領収書は、重ねて貼付しなさい。

※ 領収書を貼ったことが明らかでない場合は、割額を補記すること。
(別紙にも割額補記(捺印)を付すること。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 72 - 1

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

ダスキンエポック(株) 加盟店

納品・請求書
兼 領収書

ダスキンエポック
(株) エポック
〒343-0002 越谷市平方2005-1
TEL 048-979-8600 FAX 048-979-8080

No.100133850100

お谷さま
松沢正事務所 様

発行日 2023年 1月 18日 次回訪問日 2023年 2月 15日 取引 現金

商品・サービス内容	契約数	単位	納品		納品・回収		備考
			数量	金額	数量	金額	
家庭用玄関マット 半円形 グレー	1	930	1	930			
ハンディモップS・ナイロン	1	870	1	870			
フロアモップSドライ・ナイロン ホコリ NFM-DS	1	870	1	870			

前回未収残	戻戻金額 訂正後	2,428	消費税 訂正後	242	合計金額 訂正後	2,670	領収額 訂正後	2,670
-------	-------------	-------	------------	-----	-------------	-------	------------	-------

確認サイン

担当者名

DU SKIN

納品・請求書
兼 領収書

ダスキンエポック
(株) エポック
〒343-0002 越谷市平方2005-1
TEL 048-979-8600 FAX 048-979-8080

No.100134975200

お谷さま
松沢正事務所 様

発行日 2023年 2月 15日 次回訪問日 2023年 3月 15日 取引 現金

商品・サービス内容	契約数	単位	納品		納品・回収		備考
			数量	金額	数量	金額	
家庭用玄関マット 半円形 グレー	1	930	1	930			
ハンディモップS・ナイロン	1	870	1	870			
フロアモップSドライ・ナイロン ホコリ NFM-DS	1	870	1	870			

前回未収残	戻戻金額 訂正後	2,428	消費税 訂正後	242	合計金額 訂正後	2,670	領収額 訂正後	2,670
-------	-------------	-------	------------	-----	-------------	-------	------------	-------

確認サイン

担当者名

DU SKIN

整理番号 72 - 2

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

納品・請求書
兼 領収書

ダスキンエポック
(株) エポック
〒343-0002 越谷市平方2005-1
TEL 048-979-8600 FAX 048-979-8080
No.100136053400

越谷店

お客さま
松沢正事務所 様

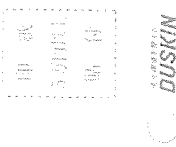
発行日 2023年3月15日 白次回訪問日 2023年4月12日 取引 現金

品名	数量	単位	単価	納品		納品		納品	金額	備考
				数量	金額	数量	金額			
家庭用玄関マット 半円形 グレー	1	枚	930	1	930	1	930			
ハンディモップS・ナイロン	1	枚	870	1	870	1	870			
フロアモップSドライ・ナイロン ホコリ	1	枚	870	1	870	1	870			

前回未収残	経歩金額	消費税	合計金額	納品額
	訂正後 2,428	訂正後 242	訂正後 2,670	訂正後 2,670

確認サイン

担当 番 号 XXXXXXXXXX 167



整理番号 1 4 1

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
------------------------------	--

支出年月日	5 年 1 月 18 日	支出額	百万 千 円 3 4 6
使 途	備品(レンタルマット) 385 × 0.9 = 346.5 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため		

領収書等貼付欄

領収書

2023年01月18日 13:06

No.2209619

様

新井一徳県政調査事務所

お問合せ番号 XXXXXXXXXX

住所: 北本市中央1-81

TEL:048-594-1600

契約日付: 20110826

配達日付: 20230118

順番: 017-50

設置場所: 9時半~17時半 土日休

毎度ありがとうございます。下記の通り受領致しました。

ユニオンマット 灰UNHS

1 @350 ¥350

小計: ¥350

消費税: ¥35

合計: ¥385

備考:

*お知らせ「冬休み」の為、配達曜日が多少変更になりますので宜しくお願致します。

株式会社クリーン・モア

お問合せ先: 本社サポートセンター

〒123-0864

東京都足立区鹿浜2丁目27番地9号

TEL: 03-3857-2233

FAX: 03-3857-1233

締日: 0

集金日: 0

ルート: C1105

次回ルート: C1105

営業担当: XXXXXXXXXX

配達担当: XXXXXXXXXX

URL: <http://www.clean-more.ne.jp>



※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

0	0	7	3
---	---	---	---

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p style="text-align: center; font-weight: bold;">経費区分</p> <p style="font-size: small;">(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p style="text-align: center;">1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p style="text-align: center;">3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p style="text-align: center;">6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p style="text-align: center;">9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	令和5年1月18日他	支出額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; font-size: x-small;">百万</td> <td style="text-align: center; font-size: x-small;">千</td> <td style="text-align: center; font-size: x-small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">742</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円			742
百万	千	円							
		742							

使 途	<p style="text-align: center; font-weight: bold;">清掃用フロアモップレンタル料(1、2月分)</p> <p style="font-size: small;">政務活動及びそのた用途に使用するため1月は1/2, 2月は1/4 按分とする。 (按分した場合の積算方法 $990 \times 1/2 + 990 \times 1/4 = 742$)</p>
-----	--

領収書等貼付欄

自民党県議団

③

⑤ 埼玉県議会自由民主党議員団

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

お客様名 []
 埼玉県議会議員 長峰 宏芳 様

納品・請求書
 兼 領収書

ダスキン坂戸

株式会社ダスキンサーヴ北関東
 〒350-2213 鶴ヶ島市脚折1523
 TEL 049-285-5695 FAX 049-286-7731
 ☎0120-00-5695



発行日 2023年 1月 18日 次回訪問日 2023年 2月 15日 取引 現金

No. 100190178300

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品			納品回収訂正			備考
				納品	回収	金額	納品	回収	金額	
フロアモップF FM-DF 4W	1	1	990	1	1	990				

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	領収額
	訂正後 税抜金額	訂正後 消費税	訂正後 合計金額	訂正後 領収額
	900	90	990	990

確認サイン

担当者名

[]

700

USKIN

お客様名 []
 埼玉県議会議員 長峰 宏芳 様

納品・請求書
 兼 領収書

ダスキン坂戸

株式会社ダスキンサーヴ北関東
 〒350-2213 鶴ヶ島市脚折1523
 TEL 049-285-5695 FAX 049-286-7731
 ☎0120-00-5695



発行日 2023年 2月 15日 次回訪問日 2023年 3月 15日 取引 現金

No. 100190985600

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品			納品回収訂正			備考
				納品	回収	金額	納品	回収	金額	
フロアモップF FM-DF 4W	1	1	990	1	1	990				

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	領収額
	訂正後 税抜金額	訂正後 消費税	訂正後 合計金額	訂正後 領収額
	900	90	990	990

確認サイン

担当者名

[]

736

USKIN


整理番号	1	4	3
------	---	---	---

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5</div> <div>年</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</div> <div>月</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">19</div> <div>日</div> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 5px;">2/21</div>
支出額	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">2</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">1</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">7</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">8</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">0</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</div> </div> <div style="margin-left: 5px;">円</div> <p style="font-size: small;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>(按分した場合の積算方法 121,000×0.9) × 2ヶ月分</p>
使途	事務所賃借料(2月 - 3月分)
支出先	[REDACTED]

上記のとおり支出しました。	
支出者名	埼玉県議会自由民主党議員団
	

143-2

更新

賃貸借契約書

川口本町リハイム 102号

永瀬 秀樹 様



(有)アーヴァンクリエイティブ

川口市本町 4-5-32 フジタ川口マンション 103号

Phone048-227-0008 Fax048-227-0005

賃貸借契約証書

記

貸主 [REDACTED] (以下甲という) と借主 永瀬 秀樹 (以下乙という) との間
で表記の賃貸借に関し、本日下記の通り契約を締結する。

第一条 (賃貸借物件)

- 1 甲は、次の物件を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。
所在地 埼玉県川口市本町4丁目8-12
物件名 川口本町リハイム
号室 102号 面積 38.58平方メートル (11.67坪)
構造 鉄骨鉄筋コンクリート陸屋根造 12階建
- 2 前項賃貸部分の位置形状は現状の通りとする。

第二条 (使用目的の制限)

- 1 乙は賃借部分を事務所の目的のみ使用するものとする。

第三条 (賃貸借の期間)

- 1 賃貸借の期間は令和2年11月4日より令和5年11月3日までの3年間とする。
- 2 賃貸借期間の満了後、この契約を更新するときは、乙は甲に対して新賃料の1ヶ月分を支払うことにより更新できることとする。

第四条 (賃貸料)

- 1 賃貸料は月額 金110,000円也とする。(別途消費税等あり)
- 2 乙は甲から賃貸借物件の引渡しを受けた日から賃料を支払うものとする。
- 3 賃貸料は先払いとし、乙は毎月末までに翌月分の賃貸料を下記の振込先に振込んで支払わなければならない。
但し、契約の始期または終期において、賃貸借の日数が1ヶ月に満たない月については1ヶ月30日として日割計算によるものとする。

<振込先>	
口座番号	No. [REDACTED]
口座名義人	[REDACTED]

第五条 (賃貸料の改定)

- 1 前条に規定する賃料は一般諸物価の変動、近傍建物賃貸料及び経済情勢の変化、公租公課の増減、その他相当の事由があるときは甲乙協議の上、新賃料に改定することができる。

第六条 (敷金)

- 1 乙は敷金として金330,000円也を本契約と同時に甲に対して支払う。
- 2 敷金には利息をつけない。
- 3 乙は敷金をもって賃貸料の支払いに代えることはできない。但し、賃貸借物件に明渡しがあった場合において、賃貸料もしくは経費の不払い及び損害金があるときは、

甲は敷金からこれを控除することができる。

- 4 本賃貸借契約期間内の解約その他本賃貸借の消滅によって賃貸物件の明け渡しがあった場合、甲は乙に対し敷金を返還するものとする。但し、不可抗力による契約の終了の場合は本契約第十六条の定めるところによる。

第七条 (引渡し前の契約解除)

- 1 乙が乙の事情により引渡し以前にこの契約を解除したときは、甲は敷金330,000円の内金165,000円を違約損害金として控除し残額を乙に返還するものとする。

第八条 (共同管理費)

- 1 乙は建物全体の管理に必要な経費として管理費金 無 円(消費税込み)を月賃貸料支払いと同時に支払う。但し、その負担額は関係の有無、利用の度合い等を勘案して変更することがあるものとする。

第九条 (光熱・水道・電話等の経費、並びに町内賦課金)

- 1 乙は次の経費を負担する。
 - (イ) 冷房・暖房・通風及び換気に関する経費
 - (ロ) 光熱関係の経費
 - (ハ) 電話関係の経費
 - (ニ) 給排水に関する経費
 - (ホ) 町内団体関係の経費

第十条 (その他の経費)

- 1 前2ヶ条の経費並びに甲乙いずれの負担に属するか明らかでない経費については、甲乙協議の上その負担者又は分担の割合を決定する。

第十一条 (延滞損害金)

- 1 乙が賃貸料又は前3ヶ条により乙の負担すべき経費の納付を延滞した時は、甲はその額に対して100円につき日歩4分の割合による延滞損害金を加算して請求することができる。

第十二条 (造作)

- 1 乙は予め甲の書面による承認を得て、乙の費用負担において賃貸借物件内の造作、修繕及び内装の模様替え等を実施できるものとする。
- 2 乙の造作によって甲に請求される公租公課は、宛名名義の如何に関わらず乙の負担とする。

第十三条 (不動産取得税)

- 1 前条の造作に関わる部分に課せられる不動産取得税はこの負担とする。

第十四条 (保管義務)

- 1 乙は賃貸借物件を、善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 2 乙は乙もしくは乙の代理人、使用人、請負人、又は顧客の故意もしくは過失により甲に損害を与えたとき、その一部の損害を賠償しなければならない。但し不可抗力または賃貸借物件の当然の使用上によるものについてはこの限りではない。
- 3 賃貸借物件につき、災害予防に必要と認められる処置をとるべき箇所が生じたとき

は、乙は速やかにこれを文書で甲に通知し甲はこれに応じなければならない。

第十五条 (免責事項)

- 1 甲は天災又は甲の責に帰する事のできない火災、盗難もしくは諸設備の故障などによる乙の損害については、その責を負わない。
- 2 乙が前条3に定めた通知を怠った場合には、甲はこれらの諸原因による損害についてその責を負わない。

第十六条 (不可抗力による契約の終了)

- 1 天災、地変または事変その他甲の責に帰する事の出来ない事由により本契約の存続が不可能となったときは、本契約は当然に終了するものとし、甲は乙に対して速やかに敷金を返還するものとする。

第十七条 (解約の申し入れ)

- 1 甲又は乙がその都合により、賃貸借期間内にこの契約を解除しようとする場合は、甲は6ヶ月前までに、乙は3ヶ月前までに相手方にその予告をしなければならない。尚、乙は予告に代えて賃貸料の3ヶ月分相当額を相手方に払い込むことにより即時解約することができる。

第十八条 (解約条項)

- 1 乙が次の各号の一項にでも該当するときは、甲は何らの催告を要することなく直ちにこの契約を解約することができる。
 - (イ) 賃貸料の支払を一ヶ月以上怠った場合。
 - (ロ) 破産・会社更生法手続き開始等があった場合又は支払い停止・支払不能の状態になったとき。
 - (ハ) 主務官公庁からその営業について取り消し又は停止の処分を受けたとき。
 - (ニ) 廃業又は解散したとき。
 - (ホ) 乙が甲の信用を落とし、又は秩序を害すると認められる行為をし、その他著しく不都合な行為があったとき。
 - (ヘ) 理由なく本賃貸借物件を閉鎖したとき。
 - (ト) その他この契約に違反したとき。但し(ニ)の場合において営業承継者から権利義務の承継の要求があった時は、甲が適当と認めた場合に限り、これを承継することができる。
 - (チ) 乙が本賃貸借権又は貸室に関する権利もしくは、貸室内物件につき差押さえ、仮差押さえ、仮処分、強制執行を受けた時。
 - (リ) 乙の故意又は過失により貸室を著しく毀損し、又は貸室内で火災を発生せしめた時。
- 2 前項に規定する解約の原因たる事実により、甲が損害を蒙ったときは、解約の有無に関わらず、乙は甲にこれを賠償しなければならない。

第十九条 (賃貸借物件の明け渡し)

- 1 この契約が終了したときは、乙は甲の定めた期間内に、自己の費用負担においてその所有物件を全部撤去し、また造作加工した箇所があれば、すべてこれを原状に復した上、甲の立ち会いのもとに賃貸借物件を明け渡すものとする。この場合、賃貸借

物件に著しく損害を与える恐れがあると認めるときは、甲の選択に従い乙はその全てを無償で甲の所有に帰属させるものとする。

- 2 前項の指定期間内に乙がその所有物件等を撤去しない時は、甲は乙の負担のもとにこれを撤去することができる。当該費用の支払いを催告してもなお乙が応じなかったときは、甲は敷金よりこれを控除充当し収去物件を処分できるものとする。
- 3 乙は明け渡しに際し、甲に対し移転料・造作買取り・立ち退き料その他何らの請求をしてはならない。

第二十条 (連帯保証)

- 1 未記保証人は、この契約により乙が負担する債務につき極度額を限度として連帯保証をする。保証人極度額は2,640,000円(賃料等の24か月分)とする。
- 2 乙の代表者に変更があったときは、甲は乙に対し、未記保証人にかえて新代表者個人を連帯保証人とすることを要求することができる。
- 3 保証人が差押え、仮差押え、仮処分、破産の申し立て、又は刑事訴追を受け等、その他保証人として不適当な事由が生じた時は、甲は乙に対し新たに適当な保証人を立てることを要求することができる。
- 4 前2項の事由が生じた時は、乙は甲に対し直ちにこれを通知しかつ遅延なく甲の要求する保証人を立てなければならない。

第二十一条 (禁止事項)

- 1 乙は次の行為をしてはならない。
 - (イ) 敷金返還請求権の譲渡、質入その他の処分行為。
 - (ロ) 賃貸借物件の用途変更
 - (ハ) 賃借件、営業権の譲渡、転貸、質入その他一切の処分行為。
 - (ニ) 賃貸借物件内の乙所有の物件を第三者に担保として提供する事。
 - (ホ) 名義の如何を問わず、賃貸借物件の一部又は全部を他人に使用させ管理させる事。
 - (ヘ) 営業に関し、乙名義以外の者の名義を表示し、又は公告する事。
 - (ト) 建物の維持保全を害する恐れのある重量物、危険物の搬入及び他の賃借人又は第三者に迷惑を及ぼす行為。
- 2 上記内容に該当する場合には即時解約並びに損害賠償請求が出来る。

第二十二条 (組織の変更)

- 1 乙が会社組織を変更し、又は個人経営に切り換える時、或いは個人経営を会社組織に切り換える時は、甲の承認を受け、新代表者においてあらためて甲と契約を締結しなければならない。

第二十三条 (立入権)

- 1 甲は検査その他必要がある場合には、あらかじめその旨を乙に通知して賃貸借物件に立入ることができる。この場合甲は乙の営業妨害にならないよう留意しなければならない。但し、賃貸借物件の防火、防水、防犯など緊急の必要がある場合はこの限りではない。

第二十四条 (裁判管轄)

143-7

- 1 この契約に関する訴訟については、さいたま市地方裁判所の管轄に服することを合意する。

第二十五条 (特約事項)

- 1、内装・設備等は現状渡しとし、機能・能力等の保証はしないものとする。
- 2、契約期間満了後、新賃料の0.5ヶ月分の更新事務手数料を支払うことにより更新することができる。
- 3、看板のデザイン、形状、設置位置(立て看板等)は甲の許可を得るものとする。
- 4、川口本町リハイム管理規約、及び川口本町リハイム理事会の指示を遵守すること。

143-8

令和 2年 11月 4日

貸主 氏名 [Redacted] 印
住所 [Redacted]
電話 [Redacted]

貸主 氏名 [Redacted]
住所 [Redacted]
電話 [Redacted]

借主 氏名 永瀬 香樹 [Redacted]
住所 埼玉県川口市本町1-6-10
電話 [Redacted]

連帯保証人氏名 [Redacted]
住所 [Redacted]
電話 [Redacted]

仲介業者 有限会社 アーヴァンクリエイト
住所 〒332-0012 埼玉県川口市本町4-5
フジタ川口マンション
代表取締役 和久井 誠
電話 048-227-0008
免許 埼玉県知事(2)第22120号
取引士 [Redacted]

整理番号	1	4	4
------	---	---	---

政務活動費 支出証明書

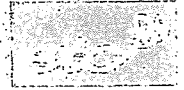
領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<div style="display: flex; justify-content: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">5</div>年 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">1</div>月 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">19</div>日 2/20 </div>
支出額	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="margin-right: 5px;">百万</div> <div style="margin-right: 5px;">千</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; display: flex; gap: 5px;"> 3 9 6 0 0 </div> 円 </div> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">(按分した場合の積算方法 (22,000 × 0.9) × 2ヶ月)</p>
使途	事務所駐車場代 (2. 3. 月分)
支出先	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団
 印



賃貸借契約書

川口1丁目パーキング No.77

永瀬 秀樹 殿

トータルホーム 赤羽店

自動車保管場所賃貸借契約書 (月極め)

賃貸人 [REDACTED] を甲とし、賃借人 永瀬 秀樹 を乙として次の条項により自動車保管場所として一時使用のための賃貸借契約を締結する。

第1条 甲は、次に表示の自動車保管場所を乙に賃貸し、乙は、その所有する自動車の駐車のため一時使用する。

所在地 川口市川口1-4-6 地内
 名称 川口1丁目パーキング
 駐車区画 No. [REDACTED]
 ナンバー

第2条 賃貸借期間は、初日から起算とし、2019年5月1日から2020年4月末日までの1年間とする。

第3条 賃料は1台当たり月額21,600円(税込)とし、毎月末日までに翌月分を下記口座へ振り込みするものとする。(本体価格:月額20,000円)
 ※消費税に変動があった場合は税率に応じ自動的に改定する。

[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]

- 2、乙は本契約締結のときに、敷金として賃料の1ヵ月分を無利息で預託するものとする。なお本契約を解除し、乙が債務なく明け渡した時、甲は、敷金全額を返却するものとする。
- 3、乙が、万一1ヵ月分たりとも滞納した場合は、敷金の有無に拘わらず、甲は何等の催告を要せず本契約を解除し、乙は、即時無条件にて明け渡すものとする。
- 4、この契約による賃料は、その時の経済情勢の変動、付近の駐車賃料の高騰及びその他の事情を考慮して改定することができる。

- 第4条 車は契約の場所に駐車し、車以外の物品を置かないこと。また、通路は常時充分空けておき他車の出入りを妨げてはならない。
- 第5条 乙は、甲に無断で契約車以外の車を置いてはならない。また、賃借権の譲渡及び転貸は絶対にしてはならない。
- 第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されているものの持ち込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となる行為を一切してはならない。
- 第7条 乙の車に場内で他車による事故発生あるいは天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲は、乙に対し責任を負わないものとする。
- 第8条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙は、速やかに損害を賠償するものとする。
- 第9条 甲は、公共事業施行や甲の事業計画等により本契約第2条の更新を拒絶する場合は、3ヵ月前までに乙に通知し、その期間満了と同時に本契約は終了し、乙は無条件にて明け渡し、いかなる請求もしないものとする。
- 第10条
- 1、乙が、駐車場所を明け渡すときは、1ヵ月前までに甲に通知しなければならない。この場合、乙は、無条件にて明け渡すものとし、契約解約月まで賃料を支払うものとする。
 - 2、乙は、新規契約後3ヶ月以内を解約日とする解約申し出は出来ないものとする。
万が一、新規契約後3ヶ月以内を解約日とする解約を申し出る場合は、月額駐車料金1ヶ月分に消費税相当額を加算した違約金を申し受け致します。

144-8

賃貸借契約更新書

物件	川口1丁目パーキング	駐車区画No.	■
所在地	埼玉県川口市川口1丁目4-6地内		
契約者	永瀬 秀樹		

上記物件につき既に締結済みの契約を、下記条項を変更の上継続することに合意する。

旧契約内容				新契約内容			
旧契約期間				新契約期間			
2021	年	5	月	1	日	から	
2022	年	4	月	30	日	まで	
月額		22,000 円		月額		22,000 円	
内訳	家賃	20,000 円		内訳	家賃	20,000 円	
	消費税	2,000 円			消費税	2,000 円	
		円				円	
【追記事項】							

注意事項 今回締結以外の条項につきましては、今までの契約書及び旧更新書がそのまま適用されますので、破棄せずに当更新書と共に保存してください。

2022年3月31日

貸主	住所	埼玉県川口市金山町17-12千葉ビル1階 (有限会社千葉 代理人)	
	氏名	株式会社トータルホーム 代表取締役 田中利明	
借主	住所	埼玉県川口市本町1-6-10	
	氏名	永瀬 秀樹	
	電話番号	048-223-6050	
連帯保証人	住所		
	氏名	実印	
	電話番号		
媒介業者	東京都北区赤羽1-10-4マスカタビル3F 株式会社トータルホーム赤羽店 国土交通大臣(4)第7200号 田中 利明		

上記契約の証しとして、本契約書2通を作成し甲乙双方記名捺印の上、各1通を所持する。

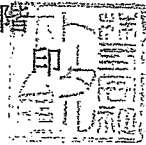
平成 31年 4月 25日

甲



甲代理人

所在地 東京都北区赤羽1-10-4 マスカタビル3階
名称 株式会社 トータルホーム
電話 03 (3598) 9234



乙

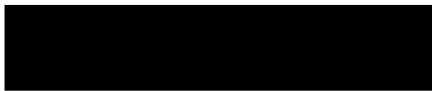
住所 埼玉県川口市本町1-6-10
氏名 永瀬 秀樹
電話 (048) 223-6050



勤務先

所在地
会社名
電話

その他緊急連絡先



144-7

2019年8月8日

埼玉県川口市川口1丁目4-6地内
川口1丁目パーキング ご契約者様各位

消費税率変更に伴うご利用条件変更のご案内

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は弊社管理月極駐車場をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、ご承知のとおり2019年10月1日より消費税率が変わります。これに伴い、皆様にご利用いただいております駐車場のご利用条件につきましても下記のとおり変更となりますので、ご案内申し上げます。

敬具

1. ご利用条件の変更

今般の、消費税率変更分を現行のご利用条件に加算させていただきます。

(※賃貸借契約書 第3条参照)

2. 変更後ご利用条件

項目		現行ご利用条件	変更後ご利用条件
月額料金	本体額	20,000円	20,000円
	消費税額	1,600円	2,000円
	合計額	21,600円	22,000円

3. 本件ご案内に関するお問い合わせ先

〒115-0045

東京都北区赤羽1丁目10-4 マスカタビル3階

株式会社トータルホーム 赤羽店

TEL 03-3598-9233

※お問い合わせの際は

「駐車場名・駐車区画番号・お客様のお名前(名称)」をお申し出ください。

以上

第11条 乙は、その住所、氏名（法人の場合は名称）、その他所定の事項に変更があったときは、速やかに甲に届け出るものとする。

第12条

1、乙が、自動車保管場所使用承諾証明書の交付を求める場合は、所定の事項を記載のうえ甲の承諾を求める。又新登録の場合は、納車後速やかに自動車登録番号を甲へ報告する。

2、乙は、本駐車場において車庫証明を取得した場合、契約期間にかかわらず、自動車保管場所使用承諾書の発行日の属する月の翌月から起算して3ヶ月以内を解約日とする解約申し出は出来ないものとする。

第13条 この契約に定めた事項に違反した場合は、甲は、催告をしないで直ちにこの契約を解除することができる。

特約事項 契約更新時には、更新事務手数料として新賃料の50%を申し受け致します。

以下余白

整理番号 178

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	20 年 0 月 20 日	支出額	<table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5000</td> </tr> </table>	百万	千	円	1	3	5000
百万	千	円							
1	3	5000							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	家賃
-----	----

領収書等貼付欄 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため

150000 × 9/10 = 135000円

領 収 証

調 升 様 2023 年 1 月 20 日

★ 7 150.000

但 2月 3月 4月 分 家賃
 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額 _____

消費税額等(%) _____

コクヨ ウケ-1048

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※接分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 82

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
-------------------------------------	---

支出年月日	5 年 11 月 20 日	支出額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td style="text-align: center;">000</td> </tr> </table>	百万	千	円	3	15	000
百万	千	円							
3	15	000							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途

事務所借上代 令和4年10月、11月、12月 令和5年1月、2月、3月分

政務活動に使用する割合が $\frac{7}{10}$ 以上であるため

$75,000 \times \frac{6}{10} = 450,000 \times 0.7 = 315,000$

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

しんきんキャッシュサービス

お取扱明細票

毎度ご利用いただきありがとうございます。お取扱明細票をどうぞお確かめ下さい。裏面もご覧下さい。

ご利用年月日	取扱金庫・店番・機番通番
05 01 20	12510455-0041
カード発行金融機関-店番-口座番号	
1251-	*****
お取引金額	
お取引内容	お引出
お取引手数料	お取引金額
時刻	お取引後残高
09:34	¥450,000*
説明コード	

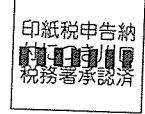
[振込手数料]

※領収書 (別)

お受取人 XXXXXXXXXX

ご依頼人 ウメサワ ヨシカス様 XXXXXXXXXX

用すること。




◎ 川口信用金庫 C-10-1

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

建物賃借契約書

賃貸人  (以下「甲」という)、賃借人 梅沢佳一(以下「乙」という)は、次のとおり、建物賃借契約を締結する。

第一条 (賃借物件) 甲は乙に次の物件 (以下「本物件」という) を賃借する

建物の表示 ; 名 称 うめざわ事務所

所在地 久喜市栗橋中央 2 - 9 - 1 4

構 造 木造平屋建て

床面積 1 8 m²

第二条 (賃借期間) 賃借期間の定めは、次のとおりとする。

期 間 令和 2 年 1 月から令和 5 年 5 月までとする。

第三条 (賃料等) 賃料は次のとおりとする。

賃 料 1 か月 金 7 5, 0 0 0 円

以上のとおり契約が成立したので、本契約書 2 通を作成し、各自押印の上、各 1 通を保有するものとする。

賃貸人 (甲)







賃借人 (乙) 久喜市栗橋東 2 - 5 - 8

梅沢佳一



整理番号 118

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	5 年 1 月 24 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: left;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">49</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">500</td> </tr> </table>	百万	千	円		49	500
百万	千	円							
	49	500							

※政務活動費を充当した金額を記載

使途	<p style="font-size: 1.2em;">政務活動事務所賃料(2月分)</p> <p style="font-size: 0.8em;">(按分した場合の積算方法)</p>		
	<p style="font-size: 0.8em;">政務活動に使用する割合が$\frac{9}{10}$以上であるため</p> <p style="font-size: 1.5em; text-align: center;">$55,000 \times 0.9 = 49,500$</p>		

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団
埼玉県議会議員 千葉 達也

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号			
0017					
取扱店	お取引日	時刻			
56707	05-01-24	12:55			
お取引内容	お取引金額(円)	手数料			
振込	¥55,000	¥0			
お取引後の残高(円)		おつり			

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		IC認証			
円 円 円		円			

お振込明細またはご案内

お受取人 XXXXXXXXXX

登録番号 0002

チハ" タツヤ様

電話番号 XXXXXXXXXX

取扱番号 240001

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

55,000

0

55,000

[振込手数料]

紙を使用すること。

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

建物賃借契約書

(所在地) 加須市中央1丁目15-7建物1階南側部分13.2㎡(4坪)
(契約期間) 令和3年6月16日より令和5年6月15日まで
(賃貸料) 月額金55,000円也(税込)
(振込先) [REDACTED] 名義

上記物件を賃貸人(甲) [REDACTED] と賃借人(乙) 千葉達也 とで、下記条件により賃貸借契約を締結する。

(第1条) (使用目的)

1. 乙は本物件を「埼玉県議会自由民主党議員団 県政調査事務所」として使用する。
2. 営業種目に変更又は追加する場合は、3ヶ月前に甲に対し書面にて通知し、甲乙改めて協議し甲の承諾を得なければならない。

(第2条) (賃貸借の期間)

1. 賃貸借の期間は、令和3年6月16日から、令和5年6月15日迄の満2年間とする。
2. 期間満了6ヶ月前に甲乙双方から書面による異議の申し出がない時は、更に2年間継続使用することができる。

(第3条) (賃料)

賃料は前記記載の通りとし、乙は翌月分の賃料を毎月末日迄に甲指定の前記銀行口座へ支払うものとする。

(第4条) (更新時の賃借料)

賃借料は賃貸借期間満了2ヶ月前までに、甲乙協議の上増額することができる。

(第5条) (経費の負担)

甲は、本物件の水道・電気・電話等その貸室の使用に付随する諸設備の使用料は、甲の負担において当該業者に支払うものとする。公租公課も甲の負担とする。

(第6条) (権利の移転)

乙は、予め書面による甲の承諾なくして本物件の賃借権を、第3者に譲渡したり、担保に提供したり、その全部又は一部を第3者に使用させもしくは、共同使用することはできない。

(第7条) (改造・補修)

乙は、次に掲げる行為をする為には、予め書面による甲の承諾を得るものとし、その費用は乙の負担とする。

1. 造作・設備を新設し、附加し、除去し、又は変更すること。

2. 既設の電気器具及びガス・水道等の設備以外の新設・移転又は除去もしくは、器具の容量を変更すること。
3. 看板の取り付け・広告用垂幕、窓ガラスに文字を記入すること等。
4. 本物件又は建築物に対し前各号に準ずる原状の変更をすること。

(第8条) (破損・滅失に対する責任)

乙又はその関係人が、その帰すべき事由により本物件もしくは、その建築物ならびにその設備器具等を破損又は、滅失したときは、甲において補填又は、修理し、その費用ならびに損害金は、乙の負担とし甲の指定した日までに弁償せねばならない。

(第9条) (解約の申し入れ)

賃貸借期間中であっても、次の場合には本契約は終了する。

1. 甲が乙に対し、正当な事由に基づく解約の申し入れをなした後、6ヶ月を経過したとき。但し、甲の申し入れにより、乙がその期間内に退去したときは、その時において本契約は終了するものとする。
2. 乙が甲に対し、解約の申し入れをして後3ヶ月を経過したとき。
3. 乙が甲に対し、解約の申し入れと共に解約申し入れ後の賃借料3ヶ月分を支払ったとき。
4. 甲が乙に対し賃借料の値上げを通告し、乙がこれに同意せず解約を申し出たとき。

(第10条) (契約の解除)

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに将来に向かって本契約を解消することができる。

1. 乙が賃借料ならびに本契約記載の債務の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。
2. 乙が死亡したとき。但し、10日以内に後継りより書面による申し出があった場合には、この限りではない。
3. 乙において公序良俗に反する行為があったとき。

(第11条) (明渡しの履行条項)

本契約が期間満了・解約・解除その他の事由により終了したときは、乙は直ちにつぎの条項に従い、本物件を明け渡さなければならない。

1. 乙は自然の消耗にかかるもののほか、本物件を原状に復するものとする。但し、乙がこれに従わないときは、甲において、これを行うものとし、その費用は乙が負担とする。
2. 乙は明渡し日までに、本物件内の乙の所有物等を、すべて搬出すること。乙がこれを実行しない時は、甲は10日間の猶予期間後、これを放棄したものとみなし、甲が任意に処分することができる。乙は、これがために生じた損害について、甲に賠償請求することができない。
3. 乙は、何等の名目を持ってするを問わず、本物件について支払った金銭の返還、移転料、立退き料、営業保証金等一切を甲に請求することはできない。
4. 乙は原状回復・明渡しに際して、甲に対しその事由名目の如何を問わず、本物件の造作・設備等について支出した必要経費等の償還請求を甲に対し一切行わないものとする。又、

乙は甲の同意を得て、本物件に附加した造作についてもその買取を甲に要求しないものとする。

(第12条) (負債事項等)

1. 甲は天災及び甲の責に帰さない火災・爆発・盗難又は、諸設備の故障・修理・維持保全、もしくは法律の改正・監督官公庁の行政指導に基づく工事等に起因する乙の損害及び一時使用停止については、責任を負わない。
2. 天災・火災・その他、甲の責に帰さない事由により本物件の大部分が滅失又は破損し、その使用が不可能となった場合には、甲は乙に通知して、無条件で本契約を即時解約することができる。

(第13条) (建物使用上の遵守事項)

1. 乙は、本物件につき、修繕を要する箇所が生じたときは、速やかにその旨を甲に通知すること。
2. 甲又は、他の甲の賃借人の営業・業務等を妨害、その他迷惑を与えないこと。
3. 危険物・不潔物・悪臭を出すもの、重量物等を本建物内に搬入・格納しないこと。
4. 動物を本建物内に搬入・飼育しないこと。
5. 共同使用部分を本来の目的以外に使用しないこと。
6. 本物件内に居住、又は宿泊しないこと。
7. 乙、及びその従業員、ならびに乙の関係人は、本物件を善良なる注意をもって管理・使用すること。

(第14条) (規則の遵守)

甲が建物管理の必要上規則を制定し、又は、注意事項を定めこれを乙に通知し、又は、適当な場所に掲示したときは、乙はこれを遵守する。

(第15条) (甲の立入権)

甲及び甲の従業員は、本物件諸造作・諸設備等の変更・修繕・防犯・防災・その他管理上必要と認められたときは、本物件内に立入りこれを点検し、適時の処置をとることができる。

(第16条) (紛争の解決)

本契約に紛争が生じた場合は、甲乙共に誠意を以って道義的に解決をはかるものとする。

(第17条) (書面による確認)

本契約各条項に基づく報告・承認・その他一切の意思表示は、すべて書面によらなければならない。

(特約事項)

建物本体の火災保険は甲の負担とし、乙の所有物の保険は乙の負担とする。

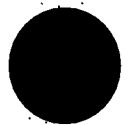
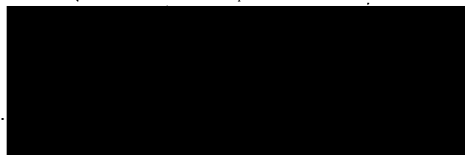
以上、本契約成立を証するために、本契約書2通を作成し、甲・乙が記名捺印の上、各々その1通を保持する。

令和3年6月15日

貸貸人(甲) 住所



氏名



貸借人(乙) 住所 加須市中央1丁目14-17

氏名

千葉 遠也

